

平成30年第2回太良町議会（定例会第1回）会議録（第2日）						
招集年月日	平成30年3月5日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成30年3月7日	9時30分	議長	坂口久信	
	散会	平成30年3月7日	14時11分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	待永るい子	出	7番	平古場公子	出
	2番	竹下泰信	出	8番	川下武則	出
	3番	田川浩	出	9番	久保繁幸	出
	4番	坂口久信	出	10番	末次利男	出
	5番	江口孝二	出	11番	下平力人	出
	6番	所賀廣	出			
会議録署名議員	9番	久保繁幸	10番	末次利男	11番	下平力人
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	西村芳幸		福田嘉彦			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島正昭	環境水道課長	峰下徹		
	副町長	永淵孝幸	農林水産課長	永石弘之伸		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	藤木修		
	総務課長	川崎義秋	建設課長	浦川豊喜		
	財政課長	西村正史	会計管理者	大岡利昭		
	企画商工課長	田中久秋	学校教育課長	津岡徳康		
	町民福祉課長	田中照海	社会教育課長	野口士郎		
健康増進課長	小竹善光	太良病院事務長	井田光寛			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年3月7日（水）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成30年太良町議会3月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	1番 待永 るい子	<p>1. 太良町特産品等振興施設の利用について 太良町特産品等振興施設が経営不振のため閉店してから1年半が経ちます。1月の臨時会において、町長自らの営業で企業誘致という形での新しい企業が入るという説明を受けました。この新しい企業について質問します。</p> <p>(1) 事業内容及び事業計画について (2) 今回の企業誘致の流れと太良町へのメリットについて (3) 本来の目的である6次産業化との関連はどうなるのか</p>	町 長
		<p>2. 太良町の公園について 太良町には親子でゆっくり遊べる公園が少ないとの指摘を受け、総務常任委員会として先進地視察を行いました。子育ての町として親子で健康的に遊べる広くて安全な場所が必要かと考え、次の3点について質問します。</p> <p>(1) 太良町内での公園の必要性についてどのように考えているのか (2) 新しい公園を造る構想はあるのか (3) 現在、すでに建設されている施設等に公園機能を加えるという構想はできないか</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
2	9番 久保繁幸	<p>1. 有明海再生について 有明海の魚介類を生活の糧としてきた本町の漁船漁業者が現在深刻な状況にある。以下の3点について問う。 (1) 諫早湾干拓開門の問題 (2) 農水省が示す基金案の問題 (3) オスプレイ配備での影響の問題</p> <p>2. イノシシ被害対策について イノシシによる農作物の被害が深刻化するなか、最近ではイノシシが住宅街にも出没し、また、通学路でも目撃されたと聞くが、以下の3点について問う。 (1) 通学路、住宅街等への侵入、人への被害が現実味をおびるがどのような対策を打つか (2) 農作物への被害が年々増加と聞くが、実情と今後の対策はどのように行っていくのか (3) 有害鳥獣広域駆除対策協議会はどのような活動をしているのか</p>	町 長
3	2番 竹下泰信	<p>1. ひきこもりの実態把握とその対応、支援の状況などについて 社会とのつながりを断ち、家族以外とほとんど交流しない「ひきこもり」が社会問題となっています。県でもこの問題が長期化、高齢化するなど深刻になっているため、民生委員に依頼して調査を行っています。そこで、太良町における「ひきこもり」の実態とその対応、支援の状況について、以下のとおり質問します。 (1) ひきこもりの把握人数は何人か (2) 相談窓口の設置はどうしているのか</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
3	2番 竹下 泰信	<p>(3) 広報活動はどのように実施しているのか</p> <p>(4) 支援の状況、内容について</p> <p>(5) 担当支援員はいるのか</p> <p>(6) 今後の対応は</p>	町 長
		<p>2. 定年退職職員の再任用制度について</p> <p>公的年金の支給開始年齢が、平成25年度以降段階的に60歳から65歳へと引き上げられています。それに伴い、現行の60歳定年制度のままでは給料もない、年金もない無収入となる期間が発生します。このため、以下のとおり質問します。</p> <p>(1) 再任用の期間について</p> <p>(2) 再任用の雇用形態と給与について</p> <p>(3) 再任用の希望者の状況について</p>	町 長
		<p>3. 大橋記念図書館の利活用について</p> <p>このことについては、お話し会の開催や町報たらによる広報活動で推進されているが、その実情について以下のとおり質問します。</p> <p>(1) 過去5年間の利用者数の推移はどうか</p> <p>(2) 図書購入費や人件費など運営費の状況は</p> <p>(3) 利用者を増加させる方法、運営はどう考えているのか</p>	教 育 長
4	10番 末次 利男	<p>1. 畜産行政について</p> <p>昨今の肉用牛市況は高値で推移している。2月18日、多久畜産センターで開催された県畜産共進会で上位独占の結果となっており本町の有望産業である。今後の政策を問う。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	10番 末次利男	(1) 肉用牛飼育と課題について (2) 肉用牛飼育基金事業について	町長
		2. 消防施設の管理について 消防行政の充実・発展は論を待たないところである。平成28年度決算ベースでは防火水槽148基が設置されているが、財産管理について問う。 (1) 防火水槽用地の分筆登記済と未済の箇所について (2) 未登記用地の今後の対応について	町長

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は4名であります。通告順に従い、順次質問を許可します。

それでは、1番通告者、待永君、質問を許可します。

○1番（待永るい子君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問したいと思います。

今回は、太良町特産品等振興施設の利用についてと太良町の公園についての質問をいたします。

それでは、太良町特産品等振興施設の利用についてですが、今回で3度目の質問になります。

一番最初は、28年12月議会で、閉店した太良町特産品等振興施設しおまねきについて、開店から閉店までの流れ、どうして閉店したのか、原因追求や分析についての質問でした。

2回目は、29年9月議会で、太良町特産品等振興施設しおまねきが閉店して1年たったと

きに、閉店後の施設の利用について質問いたしました。慎重に議論を重ねながら、極力早目に再開を目指して協議中との答弁でした。しかし、その数日後には新聞に年度内オープンみたいな内容の記事が出て、町民の皆さんからどういう事業が再開されるのかとの質問が相次ぎました。が、当時私たち議員にも詳細は知らされておられませんでした。執行部が考える以上に町民の皆様は関心を寄せていると推察されます。太良町特産品等振興施設しおまねきが経営不振のため閉店してから1年半がたちます。1月の臨時会において、町長みずからの営業で企業誘致という形での新しい企業が入るといった説明を受けました。この新しい企業について質問いたします。

1点目、事業内容及び事業計画について。

2点目、今回の企業誘致の流れと太良町へのメリットについて。

3点目、本来の目的である6次産業化との関連はどうなるのか。

以上、3点について質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

待永議員の1点目、太良町特産品等振興施設の利用についてをお答えをいたします。

まず1番目の事業内容と事業計画についてでございますが、伸長する甘酒市場を狙い、太良町産の原料を使ったこうじの甘酒製造及びこうじを中心とした商品開発を行うことになっており、販路には海外も見据え取り組まれているようでございます。酒造会社の支援企業もあり、リキュール、清酒などの製造にも意欲的で、また開発には大学の協力をいただくこととなっております。

次に、2番目の今回の流れと太良町へのメリットについてでございますが、今回の決定に至った流れにつきましては、佐賀大学を中心とした県内大学と地方創生に係る連携協定の締結がきっかけで、佐賀大学に施設の有効活用について相談したのが始まりで、教授より紹介いただいた企業を交え、協議を進める中で話がまとまり、現在に至っておるところでございます。

太良町へのメリットについてでございますが、さまざまなことが考えられます。まず、1次産品の新たな販路が確立され、1次産業従事者の所得向上につながり、太良町の産業経済が流動化し、活性化につながっていくと考えております。

次に、大学と連携した事業展開を考えておられるので、大学とのつながりができ、行政サービスの課題や町内のさまざまな課題解決に向けた新たな連携研究事業等の可能性が高くなるものと考えております。

そのほかにも、雇用の創出、太良ブランドの新商品が開発され、観光の振興にもつながるものと思っております。

次に、3番目の6次産業化との関連についてでございますが、施設の設置条例には地場産品による加工品の製造、販売と明記しており、設置の趣旨に沿った事業を展開していただく

こととしております。町内産の産物に付加価値をつけ、新商品の開発、製造、販売が行われることとなっておりますので、そういった意味では、一つの6次化というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

私たちが説明を受けたとき、まず初めに太良町特産品等振興施設で甘酒を製造しますということだったと思いますが、数ある製造業の中でどうして甘酒なのか。甘酒が体にいいとは認識しておりますが、私自身好んで甘酒は飲みません。お店自体でも甘酒が飛ぶように売れることはないと言われます。どうして今回甘酒事業を選ばれたのか。

また、伸長する甘酒市場と言われましたが、具体的に伸長している数値があるのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

どうして甘酒事業を選んだのかということでございますけれども、施設の有効活用の協議を進める中で、紹介いただいた事業者のほうが甘酒の需要に対し生産が追いついていないといったことの現状や甘酒市場が伸びていること、そしてまた販路として海外の可能性もある、また、こうじを使った清酒や焼酎、リキュールとか、酒かすを使った漬物など、関係者の条件がうまくかみ合って話がまとまったといったことでございます。

それと、伸長する甘酒の具体的数値ということでございますが、市場調査会社のインテージというところの調べによりますと、2012年11月からの1年間の甘酒市場が55億円だったのが、2016年11月からの1年間では217億円まで急速な伸びを見せているということで、5年前の約4倍の規模で成長をしているというところでございます。

また、市場拡大に比例して消費者の年間平均購入額も上昇をしており、2017年は前年比で187%の伸びを記録をしていると。これは主要な食品、飲料、日用雑貨の中で最も大きな増加率であるということ。2016年も同じく182%の増でトップの増加率で、2年連続で伸び率がナンバーワンになっているというところでございます。

以上です。

○1番（待永るい子君）

それでは、事業開始とともに太良産を使つての商品開発ではなく、今までどおりの材料を使つて商品づくりをするのはなぜでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

商品の開発は、もう当初から太良産を使つて商品の開発は行われます。ただ、事業を進める上で、当然収益が上がらないと安定運営が望めませんので、OEM等で受注を受け、生産

しながら収益を上げ、同時に開発もされていくといったことでございます。

以上です。

○1番（待永るい子君）

それでは、太良町産を使つての材料で100%製造できるのはいつの予定でしょうか。

また、計画がおくれたときはどのような対処法をとられるつもりでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

商品の開発のできる時期にもよろうかと思ひますし、また原料となる米の仕入れにつきましては、生産者や取扱事業者との取引にかかわることになりますので、はっきりといつごろまでにとすることは申し上げられませんというふうに思ひます。

○1番（待永るい子君）

それでは、計画の中で、市場のシェアを得るため最初は低価格の商品開発で、消費者が手にとりやすいものをつくるとありますが、これは具体的にどういうことでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

甘酒市場に新たに参入するわけですから、消費者の方々に商品を知ってもらふ必要がございます。まずは商品を手にとってもらい、購入していただきやすい低価格の商品からスタートし、シェアを獲得してからプレミアム的なラインアップも構築をされるというふうなことで話をされております。

ただ、低価格競争を行うつもりはないといったこともおっしゃっております。低コストで高収益が得られるような取り組みを行いたいといったことで話されております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

そしたら、計画の中で、太良町製造の甘酒は佐賀県内の他市町村への新規開拓営業をするとなりました。先ほどの答弁には、販路は海外にも見据え取り組むとありますが、町内での消費はどのように対応されるでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

町内の消費につきましては、そらもちろん町内の方にも飲んでいただきたいと、太良町の方々に愛される企業でありたいといったことをおっしゃっております。町民の方々には、今回新たに運営をしていただく新会社を快く受け入れていただき、温かく見守っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

やっぱり自分の町でつくられる商品に自信と愛着を持つことも大事だと思いますので、町内での消費というのも大事じゃないかなと考えます。

続きまして、太良町特産品等振興施設をつくるために使った金額、閉店後の経費及び今回の企業に補助する金額など、おのおのの資金は幾らになるのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

施設の整備にかかった総事業費は2億711万9,000円でございます。そのうち補助金等の補填があったのが1億4,396万8,000円で、町持ち出しの分につきましては6,315万1,000円となっております。

それと、閉店後の経費につきましては、光熱水費、電気保安管理業務の委託費、警備委託費等で145万6,682円で、約150万円ほどになるかと思えます。

以上です。

○1番（待永るい子君）

それでは、確認ですけど、土地が9,600万円、建物が1億1,100万円で、備品補助が1,270万円、管理費が780万円、しおまねきのときの分がこれかなと思えます。閉店後の経費は、一応予算で1年で200万円ということだったんですけど、さっき言われた約150万円ほどということで、今回の改築費用が3,000万円で、新しい企業に対しての補助は3,000万円ということで、例えば工事中に変更とかで金額がアップするとか、実際に事業を始めてから不都合が出て補正を組むとか、そういうことはないのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

そういったことは今現在考えておりません。

○1番（待永るい子君）

私は、この新しい企業が来ることで太良町へのメリットは2種類あると思えます。1つは直接町民の皆さんが潤うこと、2つ目は太良町にどれぐらいの税収なり使用料が入るのか。町民の皆さんが潤うことの具体的なものとしては、甘酒の原料となる米だと考えますが、実際米はどれぐらい使われる予定でしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

つくるレシピによっても異なるというふうなことをおっしゃっております。協力会社のレシピで申し上げますと、甘酒の原料として500ミリリットルを800本つくるのに大体60キロから65キロとおっしゃっております。月産3万本となった場合は月に2,300キロ程度、これを年間にしますと2万7,600キロということで、またこうじを含めるとこれの1.8倍ぐらいになるといったこととおっしゃっておりますので、大体50トン程度の収量になるかというふうな、

そういう計算ができます。

以上です。

○1番（待永るい子君）

それでは、太良町全体の米の出荷量との割合はどれぐらいでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

町全体の収穫量は、農林水産課のほうの話では1,100トン程度だということでございますので、50トンで割り返すと4.5%程度になるかと思えます。

以上です。

○1番（待永るい子君）

それでは、行政としては事業自体をするわけではないのでわかりにくいかと思えますけれども、米はどのような方法で納入をされるのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

直接農家の方と契約してされることも想定されますし、また米を取り扱っている事業者との契約も考えられますけれども、当然価格的なもの等もあると思えますので、それはもう取引に関係することで、うちがどこどうやって納入をされるという限定的なことは言えないと思えます。

以上です。

○1番（待永るい子君）

この間課長に聞いたとき、個人の取引か農協かということをお聞きしたと思うんですけど、例えば農協を通しての米の納入となれば価格面での問題が出てくると思えます。個人だと量的な問題が出てきます。価格的なものとして、企業は少しでも安く購入をしたい。反対に、生産者は少しでも高く売りたい。そのような問題の中で、1次産業従事者の所得向上と考える根拠は何でしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

町内に新たに太良町産の産物を使って製造される会社ができますので、新たな販路がふえると。それとまた、米に限らず、これから新商品がいろいろ開発をされますので、新たな作物の作付等も出てくる可能性もありますので、そういった部分での新たな販路での収益、1次産業従事者の所得向上にもつながっていくのではないかなというふうなことで考えております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

それでは、雇用はどのような形をとられるのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

雇用につきましては、町内の方を優先的に雇用していただくようお願いをしているところでございます。

以上です。

○1番（待永るい子君）

それでは、今後の補助についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

今後の補助については、現時点では全く考えておりません。ただ、大学との研究事業につきましては、内容によっては研究費用の負担が必要になってくるのではないかなといったことは考えております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

それでは、今後の使用料についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

使用料につきましては、太良町行政財産使用料条例の規定に基づき算出し、協議を進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○1番（待永るい子君）

それでは、薬草を使っての商品づくりとは具体的にどのようなことを考えているのか。

また、中村学園とのタイアップでこうじのコラボ商品と聞きましたが、いつスタートして、どれぐらいで商品化できる、そういう計画なののでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

薬草関連につきましては、これから第一薬科大学との共同研究を開始される予定となっております。具体的な内容につきましては、少しずつ今後見えてくるものと思っております。

中村学園につきましては、既にプロジェクトが発足をされております。4月からスタートし、中村学園大学の2回生の授業として35名の生徒さんで1年間取り組まれるということでございます。学生さんのアイデアの中から期待できる提案等が出てくれば、それが商品化につながっていくものと思っております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

プロジェクトの中で、棚田の米や太良町のミカンをブレンドしたものなど、太良町産の甘酒を開発していきますとありますが、現在棚田米をつくっているのはどれぐらいでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

現在、中山間地域における棚田で生産されている米に関しましては、概算面積で約75ヘクタール程度と思っております。数量に換算いたしますと約368トン程度だと推定されます。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

棚田米というのは、だんだん畑で機械の入りにくい作業がしにくい状態で作られるもので、高齢化に従いつくる人が少なくなっていると認識しておりますが、今後棚田米の需要ということで棚田を再生させるということになればどれぐらいの期間を要するのでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

棚田にもいろいろございまして、数年放置された棚田の再生には除草や畦畔など適正な管理が行われているものを除いて、一般的に基盤整備等の事業を適用しなくてはもう再生は困難というふうな状況でございます。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

事業としてブランド化をするために棚田米を使用する計画があるというふうにお聞きしております。手のかかる米ですから、当然値段も高いと思います。どれぐらいの生産量を目指していらっしゃるのかは不明ですが、棚田の再生はまずできないでしょうと担当課長がおっしゃいました。棚田米の需要があれば、現在つくっている棚田米だけが対象となるのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

棚田米の甘酒が製造されるとなれば、当然現有の棚田で生産された部分での生産というふうになるかと思えますけれども、まずその計画書の中に棚田の米やミカン等というふうなことで明記をされた分については、太良町の特産を使った甘酒を開発例として挙げられているものと理解をしております。太良町に縁もゆかりもない福岡の方が新会社を太良町に設置をされて立ち上げていただくこととなりますので、これから太良町内の産物等をいろいろ見ながら、できるものからつくっていかれるというふうに認識をしております。こういった作物が町内にあるよと、こういったものでできないかといった、逆に、そういった相談ができるような環境づくりを町としてはしていきたいというふうなことを考えております。議員の皆様

様、町民、行政と新会社と一体となって地域の活性化のために取り組んでいけたらというふうに期待をしているところでございます。

以上です。

○1番（待永るい子君）

それでは、責任の所在についてお聞きしたいと思います。

初期投資支援として3,000万円補助するが、事業を中止したときは補助金の全部または一部を返還させることができるとの文面がありますが、全部と一部の違いは何でしょうか。

また、事業中止の責任は100%新会社なのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

これから事業を始めることとなります。当然事業が成功することを願って取り組んでおります。この新会社の運営が安定して続いていくようしっかりと応援をしていかなければならないというふうに思っております。そういった意味では、仮に中止の話については差し控えたいというふうに思いますけれども、仮に事業が中止となった場合には、中止に至った事由等により責任の所在はさまざまあるかと思いますが、基本的には事業主になるかというふうに思います。

しかしながら、こういった事態にならないよう、繰り返しになりますけれども、行政、議会、町民が一体となって町を挙げて新会社を応援していただきますようお願いしたいと思います。

以上です。

○1番（待永るい子君）

事業ですから、やってみないと成功するかどうかわからないと言われる方もいらっしゃいますが、とりわけ太良町特産品等振興施設に関しては絶対失敗できない状況に立たされています。それは、多額の税金が投入され、一度は失敗しているからです。町長の営業による企業誘致ということで新しい企業が入ることになりました。縁もゆかりもない人がこの太良町のために新しい事業を始めていただくことは大変うれしいことでもあり、私たち議会も行政も一体となり応援していくことはもちろんですが、成功していくためのできる範囲でのかわりも大事だと考えます。一日も早く事業計画が軌道に乗り、企業としても、太良町としても当初の目的を果たし、第1次産業の方の所得向上につながることを切望いたします。

続きまして、太良町の公園について質問いたします。

太良町には親子でゆっくり遊べる公園が少ないとの指摘を受け、総務常任委員会として先進地視察を行いました。子育ての町として親子で健康的に遊べる広くて安全な場所が必要かと考え、質問いたします。

1点目、太良町内での公園の必要性についてどのように考えているのか。

2点目、新しい公園をつくる構想はあるのか。

3点目、現在既に建設されている施設等に公園機能を加えるという構想はできないのか。

以上、3点について質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

待永議員の2点目、太良町の公園についてお答えをいたします。

まず、1番目の必要性についてでございますが、広くて安全な公園は、子育て世帯に限らず、町民の交流と憩いの場として必要であるというふうに考えております。

次に、2番目の新しい公園をつくる構想ですが、今のところ計画はございません。現有施設の充実及び効果的な活用によって町民の要望に応じていきたいというふうに思っております。

次に、3番目の既に建設している施設等に公園機能を加える構想ですが、今後安全性の確保を前提として、必要に応じ検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

公園は必要だが、新しくは作りません。現在ある施設を活用するか、既存施設などに公園機能を加えることで考えましょうということだと思えます。

それでは、町有地で公園として取り扱われているところはどれぐらいありますか。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

太良町で条例で設置を規定している公園というものが4施設ございます。健康の森公園、農村公園、竹崎城址展望台公園、道の駅太良公園の4施設となっております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

油津の児童館跡地の公園についてお尋ねをいたします。

27年12月議会で油津にある児童館跡地の利用についての質問に対し、町長は、いつまでも休眠地で置いていくわけにもいかないから、町民の皆さんたちのアンケートをとりながら、どんなふうな施設をつくったほうがいいのか検討して今後計画を立てていきたいと答弁をされております。現在、この児童館跡地の公園は利用しているのでしょうか。

また、今後どのような取り扱いをしていくつもりでしょうか。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

現在、町が委託をしております草刈りとか枝打ちなど維持管理を委託している方の話としてですけれども、遊んでいращやる家族の方がいращやるということは聞いております。

なお、今後の取り扱いでございますが、自由に出入りできる場所ですし、遊具も設置して

ありますので、当面は現行どおり維持管理をしていきたいと考えております。

先ほどの答弁の話でございますが、表立って計画をつくったわけでは今のところはございません。

以上です。

○1番（待永るい子君）

それでは、現有施設の充実及び効果的な活用によって町民の要望に応えていきたいとありますが、子育て中の親子が長時間遊べる公園としてどのような施設を考えておられますか。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

イメージとしましては、芝生が張ってある広場とか子供たちが喜びそうな遊具が設置してある公園ということで想像できますけれども、先ほどの条例で定めた町内の公園の中では、例えば道の駅公園等についてはこれらの機能を備えていると考えていますし、農村公園とか健康の森公園など、子供たちが遊び場としての仕掛けを設置をしております。今後、案内などで誘導して、見やすく利用しやすくするなど効果的な活用に向け検討してまいります。

以上です。

○1番（待永るい子君）

私たち総務常任委員会は、本年1月福岡県の筑前町にある夜須高原記念の森公園を視察しました。夜須高原記念の森公園は23ヘクタールの公園で、心を元気にする自然との触れ合いをキャッチフレーズに、一人でも多くの人に自然の豊かさを実感していただくために生まれた場所です。パンフレットにも、日々の生活に緑との触れ合いを、そして次代を担う子供たちに自然の大切さ、すばらしさを体験してもらい、緑に囲まれて過ごす時間は現代人が忘れてきている大切なときを再発見させてくれるひとときとなると思いますと、自然と緑の大切さを書いてありました。

太良町にも、夜須高原記念の森公園に負けないぐらい緑豊かな森林公園があります。どのような管理状況なのか2月26日に見てまいりました。余り草の生えない時期でもあり、きちんと整備され、トイレも狭い感じや冷たい感じはしましたが、汚れはなく管理されておりました。この健康の森公園がつくられた目的にも自然のすばらしさを感じながら健康につなげていくとあります。しかし、このような広大な公園を持ちながら、年間を通して余り利用がなされていないように感じられます。

担当課長に伺います。

ここ二、三年の健康の森公園の利用はどのような状況でしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

過去3年間で申しますと、平成26年2,200人、平成27年度2,900人、28年度2,400人となっ

ております。

以上です。

○1 番（待永るい子君）

島根県の足立美術館というところに日本庭園がありますが、外国人が選ぶ日本庭園人気調査でここ数年不動の1位です。私も昨年個人で視察してきましたが、四季折々に美しい花を咲かせ、小ぢんまりとした庭園ではありますが、きちんと整備され、庭を直接歩くのではなく美術館の建物の周りに庭園をつくり、ガラス越しに見学する様式になっていました。人の力で荒らすことがないので管理しやすいのではないだろうかと思いました。このように、何かを工夫して管理しやすい体制づくりも今後は必要かと思えます。

この点を踏まえた上で、健康の森公園を幾つかのゾーンに分けて、幼児向け、小学生向け、親子向け、体の不自由な方向けなどの公園機能をプラスすることはできるのでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

健康の森公園につきましては、これまでにおいても利用客数、維持管理委託料などについて御指摘もあっております。このため、現在においては適正な維持管理に万全を期しているところでございます。

公園機能のプラスにおきましては、先ほど答弁にもありましたように、安全性の確保を前提として、必要に応じ検討していかなければいけないというふうなことで考えておるところです。

以上です。

○1 番（待永るい子君）

今、来日外国人の方たちが望むのは、名所見学や買い物から体験旅行へと変化しているようですが、公園に遊びに来る人も同じ場所、同じ遊具ではだんだんと飽きてきます。夜須高原自然の森公園でも、野外音楽祭、クラフト教室、スケッチ大会、木工づくりなど、さまざまなイベントを開催され、ただ遊ぶだけでなく、いろいろな体験をしてもらうことで次の来園へつなげる工夫をされております。太良町の課題も、次の来園につなげていく点ではないかと考えます。親子で長時間過ごすためにはさまざまなイベント開催も必要だと思いますが、この点についてはどう思われますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今のところ、イベントの開催は考えておりません。しかしながら、健康の森公園はのんびり自然のよさを感じながら、また散策やウォーキングを楽しむことのできる施設であることから、そのことを売りとして集客につなげていく工夫が必要であるとは思っておるところでございます。

以上です。

○1番（待永るい子君）

一番ベストな公園環境というのは、平地の中心部にあってたびたび行ける公園と、ちょっと遠くて月1度ぐらいしか行けないけれど長時間を過ごせる公園の2つを兼ねそろえたところではないでしょうか。そういう意味で、具体的に油津の児童館跡地と健康の森公園の2つを提案いたしました。

また、健康の森公園には、親子や子供向けの空間だけでなく、高齢者や車椅子の方など、障害のある方でも行けるようなフラットで安全な空間をつくっていただきたいと思います。室内にこもりがちな方たちに緑や太陽を思いっきり感じてもらい、心身ともに健康につなげていく、これこそが健康の森公園をつくられた本来の目的ではなかろうかと推察いたします。

公園は必要だと認識されている。しかし、新しい公園は作りません。それなら、今ある施設に手を加え、利用しやすい場所へとつくりかえるしか方法はないと思いますが、町長、今後の公園、どうされるのでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えをいたします。

冒頭申し上げましたとおり、新しく大々的な公園は今のところ計画はないというふうな答弁をいたしましたけど、町内には、答弁でありましたとおりに、健康の森公園、農村公園、道の駅等々がありますけど、もちろん公園は大事ということはわかっておりますけども、年寄りから子供まで全部が集まる公園はまず無理だということで、4公園ありますから、年齢別に子育て世代、高齢者、もろもろの方のこの公園を利用したいというふうなことでアンケートをとって、そこに手入れをしていくというような形をとりたいなというふうに思っております。

例えば、このほかにもまだ川上神社のところに水辺の公園もあるんですよ。でも、あそこも余り利用してないというふうなことで、公園等々についてはいろいろ各行政区にも公園がございます。だから、各集落ではそこら付近の公園を使っていらっしゃると思いますけども、そういうような町民全部が使うような公園は今のしかないということと、もう一つは、皆さんたち御存じのとおり、多良岳200年の森というふうなことを計画しておりますから、将来的にも大規模な公園をあそこに計画をしてはどうかというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

一日も早くそれぞれの求めている、若い者から老人までが求めている公園の機能を備えたそういうところをきちんと整備して利用できるようなことを実現していただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

これで1番通告者の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（坂口久信君）

では、少し時間早いですけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番通告者、久保君、質問を許可します。

○9番（久保繁幸君）

通告に従いまして、有明海再生問題と最近頻繁に出没するイノシシ被害の対策についてお尋ねいたします。

有明海再生については、今まで再三問題提起されておりますが、有明海の魚介類をとり、生活の糧としてこられた本町の漁船漁業者であります。現在でも深刻な状況であります。1997年、ギロチンと呼ばれ設定された潮受け堤防排水門ができてから20年が過ぎました。この有明海であります。この排水門ができてから有明海は変貌、環境変化を起し、潮流が鈍くなり、魚介類の育成に不可欠な海底の砂地が泥やヘドロに変わり、不漁に苦しんでおられる本町の漁船漁業者あることは御承知と思います。これまでも私も3回か4回ぐらい、この有明海再生問題についてお尋ねしておりますが、海底で育成するカニを初めとするクルマエビ、ウミタケ、アサリ、貝柱、アゲマキ等の魚介類が皆無と言ってよいような現象の現在であります。

現在、国と漁業者の間で有明海再生に向けた問題解決の道筋が依然として見通しが立たない状況と感じます。諫早湾干拓排水門、有明海振興基金案、オスプレイ配備について、国、県への本町の漁業に対して行政施策また方向性を町独自として救済並びに後継者対策をどう考えておられるのか。一小さな自治体として答えが出しにくい点もあろうかと思いますが、答えられる範囲でよろしゅうございますので、よろしく願いいたします。

○町長（岩島正昭君）

久保議員の1点目、有明海再生についてお答えをいたします。

まず、1番目の諫早干拓開門の問題についてでございますが、国営諫早湾干拓事業の湾奥部閉め切りから4月で21年になります。この間、有明海ではタイラギ漁の6期連続休漁を初め、有明海西南部でのノリ養殖の色落ち被害、さらには魚介類の減少など、漁場環境の悪化は漁業者にとっては大きな問題となっております。

次に、2番目の農水省が示す基金案の問題についてでございますが、これまで何回となくテレビや新聞等で報道されておりますが、現在訴訟中であることからお答えできる状況ではございません。せんだって訴訟が大体あっておりますけど。

次に、3番目のオスプレイ配備の影響問題についてでございますが、仮に配備となると安全性や騒音の問題などが想定されますが、特にすしの光り物の代表格のコハダは、鮮度を重視した投網漁で行われていることから、音が一番の大敵とされており、異常を感じると海中に潜ってしまうことから、音による影響調査を十分に行うことが重要であるというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

先月26日、福岡高裁は和解勧告を出しましたが、また一昨日の5日、高裁は漁協者側に対し非開門を前提の和解を受け入れない場合は、一審の佐賀地裁の判決を取り消す意向を示しました。2010年12月に開門を命じた福岡高裁確定判決の強制力が事実上失われるとのことであり、国の言い分を丸のみにした司法判断は受け入れられない。裁判所は国にそんたくした。国と裁判所は一心同体だと批判した排水門開門漁業者たちは失望したと言っておられます。

国と開門を求める漁業者側との両者の主張には大きな隔たりがあり、行き先が見通せない。また、和解による解決は漁業者側と国の双方が望んでいることだが、有明海再生の手段となる開門への考え方に対し、同床異夢——これは中国の言葉でございますが——のまま新聞は表現をしていますが、漁業者たちは宝の海の回復、開門に向けて頑張りたいと思っております。

私ごとであります。この地に六十数年間生活をしております。漁業をしない私でもわかりますが、ギロチン、排水門閉め切りから20年以上、有明海の海水の色が濁色から最近では青々としたきれいな海に変わってしまったことは皆様おわかりだと思います。また、潮が引いたときの私の前の湾内ですが、臭いにおいがするときもあります。先ほどですが、6期連続休業になったタイラギ漁の拠点、大浦、貝柱とりで最盛期には22億円の水揚げがあった大浦漁協であり、大浦はにぎわい若い後継者が多かったものですが、現在は丘へ上がり、工事業などに専念してしまい、さみしい現状と思っております。また、有明海の魚介類を観光客へ提供してきた私たち観光業者も、現在では主力のカニ等も品薄で苦慮しているのが現況であります。

大臣がかわっても変わらない農水省の側の言い分ではありますが、開門しても有明海がよくなるとは思っていない。漁業者との感覚は違うかもしれないが、科学的知見で客観的に分析しているとの新聞報道がなされておりますが、私自身腹立たしく思います。机の上で考えるのではなく、自分たちが海の仕事を生活してみろと言いたかったのです。有明海の産卵場、子宮と言われた諫早湾の奥部、排水門を開門し潮の流れをもとに戻す方法が一番ではないかと思っておりますが、もう20年もたちますので、もとに戻るのに数年はかかると思いますが、この辺町当局ではどのようなふうにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

諫早湾干拓から、答弁にありましたように、もう21年が経過しようとしております。その間にタイラギ漁は6期の休業、その他魚介類の減少といった形で大きく減退、衰退している状況でございます。そういう中において、やはり私たちといたしましても、先ほど来言われましたタイラギの22億円の生産があったというようなにぎわう時代の再生を強く希望しているところでございます。そういうことからした場合に、やはり一日も早い有明海の再生また豊饒の海の構築というようなことで、今後においてもできる限り町としての取り組みを精いっぱいしていくことが必要ではないかというようなことで考えております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

そのことを十分私も思っておりますので、あなたも履行していただくようによろしく願いしたい。

これは町長にお聞きしたいんですが、2月3日の新聞であります、山口県知事は、漁協、漁業者に寄り添うよう職員に指示をしていると書いてあった文があったんですが、岩島町長はどのようにお考えなのか、ちょっとお伺いいたします。

○町長（岩島正昭君）

まず、この諫早湾干拓事業で一番被害をこうむるのは、県内漁協では一番干拓に近い大浦漁協、いわゆる漁船漁業だというふうに認識をいたしております。

私は、この件につきましては、民進党の政権時代に、まず赤松農林水産大臣を初め、歴代の大臣に有明海のこういうふうな汚染の実態を、口頭で言ってもだめだということで、閉め切り前と後の貝柱とアカガイのサンプルを持ってこういうふうに被害をこうむっているんですよというふうなことを再三申し上げてきたわけでございます。ある程度は、大臣がおっしゃるには、内容等については十分理解をしているというふうなことを言ってもらっていたわけでございますけど、しかし今回福岡高裁が、議員御指摘のとおり、3月5日に、開門せずに、基金案などで全体的な解決を図るよう和解勧告にし、和解勧告が決裂した場合は7月30日に判決が言い渡されるというふうなことで、今までそういうふうな地元の苦情、被害を切々と訴えた意味は何だったのかなというふうに、非常に今残念に思っているところでございます。

今回の勧告で、開門しない前提で解決を図るならば、不利益をこうむる漁業者が納得できるような解決策を国に提示をしてほしいというふうに思っているところでございます。また、判決以外に話し合いの場を設けて、有明海再生の方向づけにこれからそういうような協議を持っていただくように、いろんな形で知事と一体となって、今後県会議員等々をお願いしながら要望等々を重ねていきたいなというふうに思っております。

まず、この原因がもう司法のねじれが原因で、まず国の言いなりじゃなくてして、私ども地元としては、地元の実態を現に把握していただいて、裁判等で国に提案していただいてもう

本当にいいパターンだなというふうに思っているのが現状でございます。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

ありがとうございます。

私も先ほど申したんですが、農水省の人間に有明海のここに来て生活してみろと、そういう気持ちが本当なんですよね。

それで、私、おととい漁協の運営委員長さんとお話をして、町また議会のほうに要望書、陳情書をどんどん出してくださいと、とりあえず国へ上げていただくようにしていただきますのでというふうな意見も提言してまいりました。今から先、そういうことも出てくると思いますので、そのときにはよろしくお計らいをお願いしたいと思います。

次に、国が示す基金案の件であります。有明海4県での漁業団体、いわゆる各県漁協に提示したこの漁協振興資金100億円、これはどのような種類、内容のものなのか。補償なのか補助金なのか、それとも事業資金なのか、まずそれをお尋ねいたします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

この基金に関しましては、有明海の再生のために活用される基金だと思っております。補償か補助金か、それとも事業資金かについては今のところわかりかねております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

何でもこのようなわかつとることを聞いたのかというたら、漁業者の方が、基金は補助金と勘違いしている方がいらっしゃるんですよ。その辺をやっぱり十分理解できるような説明を今後やっていくべきではなかろうかというふうに考えて。

それと、開門をしないかわりに、農水省が提示した100億円、4県での配分ですので、仮に100億円を4県で配分した場合25億円です。25億円がうちの佐賀県は15支所ありますが、15支所で割りますと1億6,000万円、仮に均等に割った場合ですよね。それで、大浦支所が1億6,000万円仮にこの基金をいただいたとした場合、大浦支所には200人ぐらいおられますが、これを1人に換算しますと8万円、今まで12年間にわたる再生事業は功を奏してありませんが、一時的な対症療法だけでは宝の海は戻らない。これは皆さん御存じというふうに考えております。この8万円という金額で今後何の仕事ができるのか、どうやって食べていけばいいのかというのを考えておられるのが現状であります。開門を前提としない基金による排水ポンプ設置には、漁業者側は受け入れられないとしています。また、基金で排水門開門への手切れ金的な要素ではなかろうかというふうに感じておりますが、そのようなことはありませんかね。私は、多分これをのんだら100億円が手切れ金になるのじゃなかろうかと思いますが、これをのんだらますますうちの海は死ぬと思いますが、その辺はどのように考

えておられますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃいました手切れ金的なものではないかというふうなことについては、私のほうからはお答えすることはできません。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

そらそうでしょうね。あなたがそれをお答えできたら大変ですからね。

そしてまた、お答えはいただけないと思うんですが、もう一つ。

今、年間18億円程度が計上されている国家予算の中で、有明海再生事業への取り組みは今後変わらないように要望をし続けていっていただけるか、その辺もお伺いしときます。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

私のほうからこれを継続するとかそういうことは申し上げられませんけれども、今後においても町長を含め、議員さんの皆様方と一緒に、これまでと同様な形でできるように、それが実際形となっていくように進めていかなければいけないというふうなことで思っております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

何でもこういうことを言うかということ、うちの野崎、道越、竹崎、もうどんどん高齢化なんですよ。もう残っている人、ただ今生活ができていらっしゃるのは、多分投網漁業者、今から先オスプレイの件でまたお尋ねいたしますが、コノシロとりと投げ網でエビをとられよう方だけではなかろうかというふうに考えられております。考えられとりますじゃなしに、そのような現状が現在の状況であります。

それで、干拓で営農されている2法人がこの前潮受け堤防開門を求めることを新聞報道でなされておりましたが、鳥類の被害ということですが、2法人ということですが、この干拓のほうで農業をされておられる販売総額は幾らぐらい、あそこは上げておられるかわかりますか。わかれば教えていただきたい。それがどういうふうな販売額で、どれだけの貢献をされているのかわかりますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今言われた御質問の内容についてはお答えできません。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

お答えできないのはわかります。調べとってください。よろしく申し上げます。

それと、今漁業者側は営農法人の2社が潮受け堤防の開門を求められている現状を踏まえ、漁業者だけでなく、農業者も共同戦線で今後は戦っていくという意気込みでおられます。開門派の方たちですが、どうか本町もそういうふうな開門の方向に向けたお力添えをしていただくようお願いします。

次に、今話題になっておりますオスプレイの問題についてお尋ねいたしますが、佐賀空港への自衛隊輸送機オスプレイ配備計画が示されておりますが、本町にとって何のメリットがあるのか、デメリットは何か、まずはその辺からお伺いします、まずは。

それと、オスプレイの役割と意義、これは何か。

また、危険な飛行機との印象しかないような気がする私ですが、他のヘリコプターと比べ事故率はどうか。まずはその辺からお伺いいたします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

1点目のメリット、デメリットについてでございますけれども、これについては配置が決定されたものではございませんので、現在お答えできる状況ではございません。

それと、2点目のオスプレイの役割等々については、国防に関する部分が多いかと思しますので、お答えできる立場ではございません。

また、オスプレイが非常に危険だというようなことで、事故率についてでございますけれども、事故率に関しましての情報等については、現在のところ把握していないところでございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

メリット、デメリット、現在答えられない。答えが出たときにはもう配置ができてるときですからね。その前にやっぱり検証というか、我が町にどれだけの影響、メリット、デメリットがあるのか、その辺は幾分か考えておくべきではなからうかと思えます。

また、オスプレイの役割と意義については、その立場ではないと言われますが、やはりこの辺もうちの佐賀空港、うちも意見を言えるところは言わないかんとときもあると思しますので、その辺も考えとっていただきたい。

それと、ヘリコプターの事故率、私の調べでは、全体における5%、その辺も知っておきたい。これは知ったかぶりして言うんじゃないかですけど、もしもこの前の神埼あたりで起きた事故がこの辺で起きる可能性もあるかと思えます。オスプレイじゃなくて、この前はヘリコプターやったんですけど。きのうはどこですか。ゆうべもどこかでヘリコプターの窓が落ちたというようなけさの報道でやっておりますけど、もうそういうのは絶対あると思えます。また、有明海に落ちた場合、油の被害等々もやっぱり考えとかにやいかんのじゃなからうかと思えます。この前はどこですか。シジミをとったところで氷が張るととこ

にアメリカのヘリコプターが落ちて油の被害等々で禁漁等々になったところもありますので、そういうことも考えておいて、そのときの対応も、仮にそうなった場合、うちの範囲じゃ、地先のところならばそれ以上のことも考えにやいけんですけど、やっぱり地先以外のところにも行かれますから、一本釣りとかなんとかはそういうのは行かれますから、そういうところも一応考えておくべきじゃなかろうかと思いますが、その辺はいかがですかね。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

先ほど議員のほうからも言われました内容等々につきましては、今後においていろんな視点に立っていろいろ調べて、また今後に向けて役立つような形での取り組みに反映させていきたいと思います。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

今お答えいただいた件は、今後また再度長いスパンでもって質問していきますので、よろしく勉強しとっていただきたい。

それと、配備の数、ヘリコプターの数とオスプレイの数、どれぐらい今予定でされておるのか、それがわかれば教えていただきたいということと、またこれが配備された場合、もう多分、今どういうふうになるのかこれもわかりませんが、配備されたときの有明海への影響はどのように考えておられるのか、その辺をお伺いいたします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

オスプレイの配備の数ということですがけれども、新聞報道等によれば17機程度が配備されるというようなことが記載されておりました。

また、今後における有明海への影響というようなことでございます。先ほど町長の答弁にもありましたように、コハダ漁への影響は懸念されるところかなと思います。

またあわせまして、今ヘリコプター等々の墜落事故等が発生しますと、油の影響とかそういうことが出てきますので、その辺に関しても大きな影響の部分かなというようなことは思っております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

今のは、オスプレイが17機ということですよ。それに伴うヘリコプター、それも一緒についてくるんですよ、ヘリコプターが。その目的は、今韓国と北朝鮮がきのうあたりのニュースじゃあ仲よくやってるような感じでおりますが、これがいつ有事になるかわからないんで、その辺の数はオスプレイが17と、ヘリコプターはわかりませんか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

ヘリコプターの数については把握しておりません。申しわけございません。

○9番（久保繁幸君）

知ったかぶりして私が教えます。これは、佐賀市長が配備計画について語っておられるんです。オスプレイ17機、ヘリ50機が配備の予定となっているという。50機というのは物すごいですよ。

それと、今町長も言われたんですけど、有明海にオスプレイ等々が飛行した場合、振動でコノシロやシバエビが海面に浮いてこない、そのような状況になり、今まで投網漁でどうにか生計を立てられた皆さんが、これじゃあちょっと生活がされんばいというようなことも言っておられますし、今までは、言っちゃあ悪いんですが、沖縄県だけの問題というふうにしるか考えなかった問題ですが、この音は、今ドクターヘリが飛んできておりますが、あれと比べてどれぐらいというふうな感じと思うとられます。あなたもまだおわかりになりませんか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

オスプレイについては、私も直接近くに行ってみて体感をしておりませんので、はっきりしたことはわかりません。ただ、双発、2基のエンジンを持って飛ぶというようなことで、かなり大きな音ではないか、普通のヘリコプターよりも大きいのではないかというふうなことは思っております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

ドクターヘリが来たときでもびっくりするような音ですから、その辺は一度沖縄にでも行って体験してこられても結構ではないかと思うんですが。今後、このようなオスプレイ、ヘリコプター等々が佐賀空港に来て、前の佐賀空港開港時にはそういうのは置かないというような協約になっておりましたんですが、これからどういうふうな進め方をされていくのか、県等々の行く先を見ていきたいというふうな考えております。

漁船漁業者たちで昔のにぎわいが戻ってきて、後継者たちが育ち、人口減少をとめるまちづくりをお願いして、次のイノシシ対策に移りたいと思います。

大浦地区の平地で昨年末からことしにかけてイノシシの目撃情報が多く寄せられております。冬になり食べ物を求めて人里へやってくるのではないかというふうに思っておりますが、ことしになってから県道295——295といいますといわゆる県道竹崎・田古里線でございますが——頻繁に出没するメールでのお知らせが来ております。この県道は通学路であり、途中民家が少なく、保護者の方は非常に心配されております。以前は不審者も数回見たこともある県道であります。まだ事故が起きてないのでいいようなものであります。通学路や

住宅地への侵入、子供や人への被害が現実味を帯びております。事故、被害が起きてからでは遅いと思いますが、どのような対策をされるのかお伺いをいたします。

また、農作物への被害が年々増加している中山間地の地域と聞きますが、実情と今後の対策はどのようになされるのか。

また、有害鳥獣広域駆除対策協議会があると聞きますが、どのような組織でどのような活動をされているのか、3点についてお伺いいたします。

○町長（岩島正昭君）

久保議員の2点目、イノシシ被害対策についてお答えいたします。

まず、1番目の通学路、住宅街等への侵入、人への被害の対策についてでございますが、これまで以上の捕獲対策の充実を図り、個体数の減少に努めていくことが重要であると考えております。そのためにも捕獲従事者をふやすことが喫緊の課題であり、新たに狩猟免許を取得される方に対し補助を行うための予算化を新年度で提案しているところでございます。

次に、2番目の農作物への被害の増加に伴う実情と今後の対策についてでございますが、農作物の被害につきましては、国庫や町単独の補助を活用しての侵入防護対策の整備により減少傾向にありましたが、最近ではその施設の維持管理不足から再度侵入するなどの事案も発生しており、施設の管理と指導の徹底が重要であるというふうに感じているところでございます。

次に、3番目の有害鳥獣広域駆除対策協議会の活動についてでございますが、広域的な駆除体制の確立、効果的かつ円滑な防除、農作物の被害防止などが主な活動状況となっております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

今まで県道の出没状況では何回ぐらいあっているのか、竹崎・田古里線。これ私の考えと町の担当が思っておられる——これは学校教育課かどこかというのは知りませんが——どれぐらいの出没回数なのかお尋ねをいたします。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

イノシシの出没情報につきましては、保護者さんたちにメールで一斉配信で注意喚起を行っているところでございます。1月に6回、2月に4回、メールで注意喚起を行っております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

1月に4回、私の調べた結果では、あなたの言う1月の4回は何日と何日という報告をしていただけますか、私のと整合性が合うのか合わないのか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

1月14、16、22、24、26日は2回でございます。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

そんだったら、6回ということじゃないですか。あなた4回って言わなかった。よかよかよか。

それで、このような回数が出とりますが、まだ今のところ聞いてないんですが、子供たちへの被害はあってないですね。それをまずはお伺いします。

○学校教育課長（津岡徳康君）

現在のところ、児童・生徒への被害の報告はあっておりません。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

それも、この1月6回、2月4回というふうな出没回数であります。これは私が学校に尋ねに行きましたが、同じような格好で、同じような頭数で、同じようなところにいますかということ。多分違うんじゃないでしょうかということも言われておりますし、どのような把握をされているのか。1匹なのか多頭数なのか、また親子なのか、その辺はどのようなことを考えられていますか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

出没情報につきましては、1頭であったとか多数であったとかという区別での報告はなく、イノシシが出現したという報告のみで対応をしておるところでございます。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

私がお伺いしたところでは、1頭が1回、親子連れが二、三回で、親子連れではなかろうかというふうなことを聞いております。それで、今さっきも言いましたが、山の上に食べ物がないので、ここ農地への出没が多くなったのではないかというふうにご考えております。

まず、登下校時に遭遇した場合、どのような行動をとるように指導されているのか、その辺をまずお伺いいたします。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えをいたします。

登下校時にイノシシに遭遇した場合の児童・生徒の対応につきましては、マニュアルを作成しておりまして、挑発をしない、イノシシから離れる、大人に報告する、基本的な行動をとりなさいということで指導をいたしております。

また、必要に応じまして子ども110番の家や近隣のおうちのほうに助けを求めるということで指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

仮に学校への侵入の心配をするんですが、もし侵入した場合はどのようなマニュアルをつくっておられるのかお伺いいたします。

○学校教育課長（津岡徳康君）

学校に侵入した場合でございますが、具体的な対応例といたしましては、運動場で活動中の児童・生徒をまず校舎内に避難をさせるということ。それと、校舎の2階へ全員移動させるということ、万が一、1階のところに侵入されたら危ないです。それと、校舎入り口等にバリケードを設置するなどの対策を行い、安全を確保したいと思っております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

その辺のマニュアルは私も聞いて見学してまいりました。済いません、どうも、いろいろ知ったかぶりして聞きましたんですが、どのような把握をされているのかということ聞きかかったんですが、その辺をお伺いいたしました。

田古里・竹崎線は現在でも見守り隊というのが存在しているんですよね。私も以前は参加しておったんですが、通るたびに、あそこ2時か3時ごろに見守り隊の人が立つような決まりになっとなったんですが、今はどのような状況になっておりますか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

過去に児童・生徒が犯罪に巻き込まれる事件が全国的に多発したことを受け、太良町のほうでも青少年育成町民会議とかいっろんなところでその対応に対する必要性について論じられた時期がありました、今から十数年前だと思いますが。その時期に、子供たちを安全に下校させるために対応するというので、下校ボランティアというものが実際実施をされておりました。今は、それは自然消滅的になくなっております。といいますのは、それと時期を同じくして、放課後児童クラブというものが非常に放課後の対応としての受け皿が充実してまいりましたので、多くの保護者さんが子供さんを放課後児童クラブに預けるようになって、下校をする子供たちが減っていく中で、親御さんたちがそれぞれ下校に対する協力的な環境がだんだん薄れていってしまったというような中で消えていってしまっていると、今はそういう状態だと把握しております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

私も、当番のときに余り行ったことなかったんですよね、見守り隊。暇があるときには途中でどまっとなって車の中で見とったような感じだったんですが。このような危険なイノシシ等々が出てきた場合、子供たちはやっぱり戸惑うと思うんですよ。それで、私もこの見守り

隊の会合で当番というのは回ってきます、ここにあなたは何月何日に立ってくださいというような。しかし、その主管たるものがどこだったのか。それで、見守り隊をした後の反省点、そういうことの会合もあったこともないし、そういうのも今からされたほうがいいと思うんですが、その辺ははっきりしとったほうがいいんじゃないでしょうかね。やはり1年間毎月誰がどこに何時に立ってくださいというような予定が来ます。しかし、それで1年間のそれだけのことをして、どのようなことがあったのか、どういうふうに行ったのかという反省もなかったし、その辺は今からつくられるのであればもちろんつくっていただいたほうがいいと思うんですが、その辺は指導されるのがいいのではなかろうかと。その所管はどこになるわけですかね、あれ。

○学校教育課長（津岡徳康君）

下校ボランティアにつきましては、多良地区のほうは保護者さんを中心に民生委員さんとかと一緒に下校をするという形態をとられていたそうです。大浦地区のほうは、議員さんがおっしゃるように、場所場所に立つところを決めておられて、定期的に大人を配置して安全を確保するというような取り組みだったというふうに聞いておりますが、その主管につきましては、一番最初のほうでこういった取り組みをしようといったときには、当時の教育委員会がPTAに呼びかけて、こんな取り組みをしたらどうかということで話を持っていったという話を聞きました。実際は、各PTAや地域の活動の中が主体になっておりまして、余りそれ以上のことについては、所管という形でかかわっていたという記録が残ってなかったもので、そういう状況でございます。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

その辺しっかりとした所管といいますか、あれはボランティアで出ている皆さんですので。

それと私が思うのは、やはり1年間のちょっとした反省等々の会でも持っていてお話をし、今後のためにお話をしていくべきではなかろうかというふうに思います。

次に、ここ三、四年前から平地の農地への出沒が多くなったと聞きますが、どれくらいの本町の被害額、件数等を把握されておりますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

件数と被害額の御質問かと思えますけれども、件数については把握してない部分がございますので、被害面積と被害額でお答えしてもよろしいでしょうか。

○9番（久保繁幸君）

はい。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

それでは、28年度で申しますと、被害面積243アール、被害額410万2,000円となっております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

それと、昨年の捕獲数、それはわかりますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

イノシシでございますけれども、571頭が捕獲されております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

571頭、これは減少傾向にあるのですか、増加傾向。多分私が考えるには、今イノシシは10カ月したらもう出産するようになってるというふうに聞きますし、1年間で早かったら2回も出産する。昔のイノブタやったら二、三匹やったのに、今は10頭でも産むというようなお話を聞いたんですが、この571頭は減少ですか、増加ですか、その辺をお伺いいたします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

頭数については、毎年増加をしております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

そしたら、増加の一途。町内でどれぐらいの頭数というふうに考えておられますか。それも多分移動する動物ですのでわかりにくいと思うんですが。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

生息数については、把握する手だてがございませんので、頭数についてはわかりかねるところでございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

捕獲数が571、増加である。その増加を大体どれぐらいと見込んでおられますか。

それと、今わな等々を仕掛けられる方が多いというふうに聞いておりますが、猟銃を持っておられる方、大浦、多良でどれぐらいの数おられるのか。そのような人がどのような依頼をすれば御協力願って捕獲等に参加されるのか、その辺はいかがですかね。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

猟銃の所持者というふうなことでございますけれども、多良校区で9名、大浦校区で1名、計10名いらっしゃいます。

また、どのような形での依頼かというふうなことでございますけれども、猟銃を使うに当たってはいろいろ制限がございます、その要件がクリアできるのであれば、猟友会の皆様をお願いをして、それで対応をしていただくというような形になろうかと思えます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

町内で10名、これじゃあ571頭の捕獲数であります、これらは箱わなの数も思っておるんですが、箱わなは何個ぐらい仕掛けられているんですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

箱わなの数ですけども、個々で保有されている数についてまで把握しておりませんので、数自体はわからない状態でございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

その辺は、わからないじゃなくて、幾らかやっぱり調べとくことじゃないでしょうかね。余り大きい声では言いません。その辺は調べとっていただきたいと思えます。

それと、農家をやっておられる方に聞いたんですが、とればとったでいいんですけど、処理方法が困ると。小さなイノシシであればいいんですけど、大きいのであれば、我々1人ではできん大きさがとれた場合は大変と。そういうときには町にお願いしたら町がどうかしてくれとですかというふうなことを言われたんですけど、私らはちょっとわからんと言ったんですけど、その辺はいかがなですかね。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

イノシシについては、食用にされるか、それとも猟犬の餌にされるか、それ以外については埋却をするというふうなことになっております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

区画整理をしたところは電柵などの予防はしやすいんですが、昔から受け継いだヒョウタン型の田んぼとかなんとかはなかなかやりにくいと。1反、2反の田んぼではやりにくいと。そういう土地があるので、大浦のほうでは荒廃地、そういうのがふえていくというふうなことを言っておりますが、この電柵の面積はどれぐらいから補助をしていただけるのか。そして、したとして、家庭菜園を何畝かやっておられる方たちにも補助が出せるのか。その辺はいかがなもんですかね。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

補助のための要件というふうなことでございますけれども、これにつきましてはおおむね10アール、1反というのを基準としております。

それと、家庭菜園等についてはできないのかというふうな御質問だったかと思っておりますけれども、補助事業においては、あくまでもなりわいとして栽培されている作物を対象としておるところでございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

もう若い人が余りおらん地域でありますんで、お年寄りの方が自分たちでつくったものを食べるというふうな考えで、楽しみにも健康にもいいようなことをつくっておられます。また、我々も、おおい、スイカできたば、カボチャできたばというて持ってきてもらいます。ことしは何して持ってきてくれんやっただ言うたら、イノシシのくさというてそういうふうなお話も聞きますんで、家庭菜園についてもできれば老人さんたちの健康管理にもよろしいんではなかろうかというふうに考えておりますので、その辺は今後考えていただければというふうに思っております。

次に、鹿島藤津地域の有害鳥獣広域駆除協会についてであります。これはどのような活動をなさっておるのか。毎年100万円まではいきませんが、29年度については90万3,000円、28年度は97万5,000円、27年度91万円の予算組みをされておられますが、その内訳等々どのような活動負担金、使用はどのようにしておるのかお尋ねいたします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

協議会の負担金についてでございますけれども、この内訳としましては、均等割、駆除委託費、捕獲報償金、その3つに分かれておるところでございます。年度を追って金額の説明をしたほうがよろしいでしょうか。

○9番（久保繁幸君）

できればしてください。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

わかりました。

それでは、29年度から申します。29年度は均等割1万円、駆除委託費11万円、捕獲報償金78万3,000円、合わせまして90万3,000円となっております。28年度におきましては均等割1万円、駆除委託費11万円、捕獲報償金85万円、合わせまして97万5,000円でございます。27年度につきましても、均等割、駆除委託費については同額でございます。捕獲報償金が79万円ということで、合わせまして91万円というふうなことでございます。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

わかりました。これは駆除頭数で変わってるので、予算組みが変わっているということで解しました。

まずは、今後ますます高齢化していく私たちの町ですので、暮らしやすい太良町の安全・安心なまちづくりをお願いして、質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

2番通告者の質問が終わりました。

3番通告者、竹下君、質問を許可します。

○2番（竹下泰信君）

それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従いまして質問をいたします。今回につきましては3点について質問をいたします。

1点目が、ひきこもりの実態の把握とその対応、支援の状況についてであります。

2点目が、定年退職職員の再任用制度についてでございます。

3点目が、大橋記念図書館の利活用についてであります。

1点目のひきこもりについての質問ですけれども、現在仕事や学校にも行けず、社会とのつながりを絶ち、親族以外とほとんど交流しないいわゆるひきこもりが社会問題となっているところでございます。県でもこの問題が長期化し高齢化しているということを重視いたしまして、深刻な問題として捉え、民生委員、児童委員に依頼して、現在この委員の方々が把握している情報をアンケートに記載する調査を29年、昨年3月に実施して、その結果が29年5月に公表されたところでございます。

そこで、太良町におけるひきこもりの実態とその対応、支援について、次のとおり質問をいたします。

1点目が、ひきこもりの把握人数は何人なのか。

2点目といたしまして、相談窓口の設置はどうしているのか。

3点目といたしまして、この広報活動はどのように行っているのか。

4点目といたしまして、具体的な支援の状況、内容について。

5点目といたしまして、担当支援員の設置はしているのかどうか。

6点目が、今後の対応についてどのように考えているのか。

以上、6点について伺いたいというふうに思います。

○町長（岩島正昭君）

竹下議員の1点目、ひきこもりの実態把握とその対応、支援の状況などについてお答えいたします。

まず、1番目の把握人数についてでございますが、平成28年度に太良町社会福祉協議会が、各民生児童委員にお願いし、把握したひきこもり者がいると思われる世帯が9世帯、10名でございます。それと、見守りが必要と思われる世帯が5世帯、8名と報告を受けております。

次に、2番目の相談窓口の設置でございますが、専門の窓口は設置をいたしておりません。相談があれば、福祉・健康づくり係で受け付け、ケースに応じて保健、包括支援など、関係課と連携して取り組んでおるところでございます。

次に、3番目の広報活動についてですが、相談できる機関や連絡先などを紹介したチラシを配置しており、さらに精神保健福祉相談として町報やホームページに掲載しております。また、県のホームページにも紹介されております。

次に、4番目の支援の状況、内容についてでございますが、個々のケースに応じ関係機関との連携が必要であり、県の生活自立支援センターや、佐賀県ひきこもり地域支援センターに協力を仰ぎながら、まずは家族とのつながりや、困り感を見つけることが大切であるというふうに考えております。

5番目の担当支援員ですが、専門の担当支援員はおりません。

次に、6番目の今後の対応についてでございますが、それぞれのケースで多様な課題を抱えている問題であるので、ケースごとに、対応する関係協力者で支援会議を開くなど、連携して取り組んでおりますが、さらに相談しやすい窓口に努めてまいります。

また、必要に応じ、社会福祉協議会で取り組んでいる生活の困り事相談所とも連携をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

それでは、具体的な内容について質問をしていきたいというふうに思います。

先ほど町長答弁の中では、28年度の把握人数と答弁がありました。県の調査につきましては、29年度3月に実施したということでもありますけれども、この29年度3月に実施した内容は太良町では実施されたのかどうか伺いたいというふうに思います。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

29年度は調査は行っておりません。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

29年度は実施されていないということですが、この29年度に実施されなかった理由といたしましては、28年度にそういう調査を町独自でやったから、1年の差はありますけれども、そう大きな変化はないというようなことからしなかったということになるんですかね。それともほかに何か理由がありますかね。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

調査をした後日談がありまして、29年7月に実際そういう困り事を持ってらっしゃる家庭

の方の親御さんが集まる会というのを引き続いて2年間にわたって計画をいたしておりまして、実際それを計画した割には参加の家族がいらっしやらなかったということもあって、その後やはり個々の地道な訪問活動によって把握せんならんと難しい問題であるという結論に達しております。

それと、29年度につきましては、県のほうで調査をやられたということですが、民生委員さんの交代を28年度にやっております、太良町の場合は実施いたしておりませんが、数字的なもので言いますと、太良町の人口を割り返したところで、28年度と29年度の該当者を比較しますと5.8%という数字、それと6.3%という数字ですので、大きく変わりはないという認識でいるところでございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

ひきこもりにつきましては、県のアンケート調査結果を見ますと、回収率が77%となっております。該当者につきましては、県合計で644名、うち杵藤地区で160人、25%、4分の1が杵藤地区の人が該当しているということでありまして、県警で、男性が60%を占めているということになってますけれども、この中に太良町の方も含まれてるという見方でよろしいですかね。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

先ほど6.3%と申し上げましたが、数字上の計算でありまして、実際含まれているかどうかの判断はいたしておりません。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

ひきこもり、見守りが太良でもいらっしやるというようなことですが、このひきこもり、見守りの定義と申しますか、それについてはどのような状態の方をひきこもりというのか、あるいは見守りというのか、伺いたいというふうに思います。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

ひきこもりの定義ということでございますが、いわゆる国のほうで厚生労働省のひきこもりの定義ということがうたっておりまして、仕事や学校に行かずかつ家庭以外の人と交流できていない状態がおおむね6カ月は続いている方という定義がございます。

また、見守りということの定義でございますが、これにつきましては、太良町の先ほどの民生委員さんの調査のときにこういう定義をしております、民生委員さんの判断で、現在もしくは将来的に生活保護の対象になられるであろうという、そういう方ということで定義づけをいたしております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

民生委員さんの判断ということですが、これについては太良町としてはその見方というのは統一されているということですのでよろしいんですかね。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

はい、そのとおりでございます。

○2番（竹下泰信君）

それでは、相談窓口について伺いたいというふうに思います。

先ほどの答弁では、専門窓口については設置をしていないと。しかし、精神保健福祉相談として対応しているということがございますけれども、町のホームページを見ましたら、確かに開設日が第3火曜日の午後、年10回ほどということで予約が必要となっております。担当につきましては、健康増進課が担当して健康づくり係で対応をするということでありましたけれども、同じホームページの欄ですけれども、こころの健康に関する相談機関窓口という窓口ありまして、これも同じく太良町の相談員は健康増進課が担当すると。同様に、第3火曜日の午後対応するということになってます。この精神保健福祉相談の窓口とこころの健康に関する相談機関窓口、この違いはいかがですかね。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

健康増進課で実施している精神保健福祉相談は、先ほど議員さんが言われましたとおり、年10回ほど実施をしております。その中の下のほうに、ホームページのほうに、こころの健康に関する相談窓口なんですけれども、これは町以外の相談先でありまして、近隣の専門の医療機関や県の精神専門相談機関などの紹介をしているホームページになっております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

私もそのところをよく見よったんですけれども、相談窓口と相談機関窓口ということによって機関というのが入ってますけれども、このこころの健康に関する相談機関窓口も第3火曜日の午後ということで対応を書いています。

機関の相談というようなことですが、本人の相談についてはいわゆる精神保健のほうでやるということですのでよろしいんですかね。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

精神保健福祉相談は、うちのほうに連絡をいただいて、それで予約をとって専門の医師が相談に乗りますので、それを実施してっております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

それでは、精神保健相談の件数は年間大体どれくらいあるか、お願いします。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

精神保健福祉相談は年間10回程度相談がっております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

件数についても大体10回ぐらいということによろしいんですかね。

○健康増進課長（小竹善光君）

はい。

○2番（竹下泰信君）

そしたら、そのうちひきこもりについての相談もございますでしょうか。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

そのうちひきこもりに関係する相談が年1回から2回程度っております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

相談の内容ですけれども、相談については秘密保護とか専門家とかいろいろいらっしゃると思いますけれども、この第3火曜日の午後やってる相談のやり方、これについてはどのような方法をとっておられるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

相談内容ですけれども、専門の医療機関の医師の方に来てもらって相談に乗ってもらっております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

専門ということですが、専門家というのは保健所とか県あたりからの専門家が来て対応をしてることなんですか、具体的な内容をお願いいたします。

○健康増進課長（小竹善光君）

うちに来てもらっている専門の医師は、嬉野の病院から来て相談をしております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

嬉野の医療センターということですかね。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

嬉野の温泉病院の先生です。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

県では、昨年5月に佐賀市と武雄市に佐賀県ひきこもり地域支援センターが開設されて、ひきこもり本人あるいは家族などを支援することによりまして、ひきこもり本人の自立を支援、推進すると。それと、本人と家族等の福祉の増進も図るということになっております。

相談支援につきましては、臨床心理士などひきこもり支援コーディネーターを配置して、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行うということになってます。アウトリーチ型の支援というのはなかなか聞きなれない言葉ですけども、このアウトリーチ型支援とはどういう支援を言うのかお尋ねしたいというふうに思います。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

アウトリーチ型支援ということですが、本人や家族さんがセンターに足を運ぶことが難しい場合には、状況に応じて訪問支援という形でこちらに来ていただいて受けることができる、そういうことをアウトリーチ型と定義されております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

能動的にやっていく支援の方法かなと思ってますけども、このセンターの具体的事業内容はどうなっているのか。

また、支援センターと市町とのかかわり方が示されていれば、その内容について伺いたいというふうに思います。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

まず、センターの具体的な事業内容ということですが、まずは本人さんや家族さんからの相談ということで、電話、来所等による相談に応じるということ、それと相談内容に応じて医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなぎ、適切な方法について検討を行う会議を設けるということで、連絡協議会の設置ということ。それからもう一つが、情報発信ということで、先ほど答弁にもありましたリーフレット等を地域の関係機関、関係事業に係る広報周知を行うなど情報発信を行っているという、以上の3点でございます。

それと、かかわり方ということですが、先ほども申しました連絡協議会の中には、その構成員として各市の自立支援センター及び県が主催する生活自立センター、それと佐賀県の関

係各課、県の社協、臨床心理士会等々のメンバーがございまして、協議会を構成されているんですが、太良町としましては、先ほど答弁にもありましたとおり、つないでいただける生活支援センター、そことつないで、そのセンターが協議会の中で検討していただくということになってございます。太良町がその構成員になるということではございません。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

答弁にもありましたように、この実施要項によると、先ほど言われました連絡協議会を設置するようになってます。太良のセンターというと、社会福祉協議会の中のセンターということになるんですか。それについて伺いたいというふうに思います。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

このセンターというのが、佐賀県のひきこもり地域支援センターのことでありまして、その事業を先ほど申し上げました。3点の事業内容となっております。

太良町とのかかわりについては、繰り返しますけれども、県の自立支援センターに事例をつないで、そこで協議をしていただいて、的確なアドバイスをいただくという、そういうこととなります。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

連絡協議会には太良町としては入らないということでもいいわけですかね。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

はい、そのとおりです。

○2番（竹下泰信君）

ひきこもりについては非常にデリケートな問題でありまして、本人あるいは家族にとっては非常に辛いことかなというふうに思いますし、悩みを抱え込みやすい問題ではないかというふうに思います。地域社会の温かい見守りあるいは行政の適切な支援が欠かせないと思っております。これからも関係機関あるいは専門家と十分な連絡をとりながら、きめ細かな支援をお願いをしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

質問事項の2点目の定年退職職員の再任用制度について質問をいたします。

公的年金の支給開始年齢が平成25年度以降段階的に60歳から65歳へと引き上げられているところでございます。それに伴いまして、現行の60年定年制のままでは給料もない、年金もない、無収入と、そういう期間が発生しているところでございます。

このため、以下のとおり質問をいたします。

太良町における再任用の期間について。

それと、再任用の雇用形態と給与についてはどうなっているのか。

また、再任用の希望者の状況についてお尋ねしたいというふうに思います。

○町長（岩島正昭君）

竹下議員の2点目、定年退職職員の再任用制度についてお答えをいたします。

まず、1番目の再任用の期間については、1年を超えない範囲内というふうになっております。なお、勤務実績が良好な場合は65歳まで更新をすることができます。

次に、2番目の雇用形態と給与についてでございますが、まず雇用形態は常時勤務と短時間勤務がございます。給与につきましては、等級の位置づけによりますが、2級とした場合の給料は、常時勤務で月21万4,400円、3級とした場合は25万8,500円となります。また、期末勤勉手当が2.3カ月分支給されます。

次に、3番目の希望者の状況についてでございますが、昨年度退職者のうち数名から初めて再任用の申し出があったところでございます。なお、今年度については、まだ申し出はあっておりません。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

それでは、具体的内容について伺いたいというふうに思います。

先ほど町長答弁の中で、雇用形態は常時勤務と短時間勤務があるというような答弁でしたけれども、常時勤務につきましては、職員と同様週5日、8時30分から17時15分までの勤務でいいのか。

また、短時間勤務形態につきましては、それぞれパターンがあるのかどうか、それについて伺いたいと思います。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

常時勤務につきましては、職員と同じく週5日の38時間45分勤務となっております。

短時間勤務につきましては、15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めるということになっております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

15時間から何時間ですかね。

○総務課長（川崎義秋君）

15時間30分から31時間までの範囲内で定めるということになっております。

○2番（竹下泰信君）

その定め方ですけども、それについては再任用するとき契約をするということになるん

ですか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

業務の内容につきまして、任命権者が今申しました時間の範囲内で勤務日を定めるということになると思います。

○2番（竹下泰信君）

太良町の再任用に関する規則ということで、平成18年5月付ですけれども、これによると雇用形態は特に掲載されておりません。どこかに再任用に関する細則とかそういうやつがあって、そういう中でその内容が示されているということによろしいんですか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

雇用形態につきましては、地方公務員法の規定に基づいて、太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の中に規定されております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

給与等級の位置づけにつきましては、先ほど事例として2級と3級が示されたところでございます。そのほかに1級とか4級もあるのか、伺いたいというふうに思います。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

給料については、1級から6級まで定めてあります。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

1級から6級まで定めてあるというふうなことですけれども、この1級から6級に属するいわゆる再任用者ですけれども、この規定はどのような内容で1級から6級に配置するということになるわけですか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

どこに位置づけるかという基準はございません。実際に再任用を実施するということになったときに、近隣の市町等を参考に、太良町においてはどこに位置づけるというふうに決定することになると考えております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

退職時の給与とか、それとか再任用されるときポストとか、そういうやつには関係なくて、契約するときにそういうポストを与えるというか、そういうことになるわけですか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

自治体によってその辺はまちまちであると思っております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

近隣市町の再任用の状況を見ますと、鹿島市が今年度、29年度が7名です。28年が2名、27年が3名、26年、25年についてはゼロということになってます。白石町につきましては、29年が6人、28年が4名、27年が1名、26年が1名、25年はゼロということになってます。

嬉野市につきましては、29年が20名、28年が12名、27年が同じく12名、26年が10名、25年が5名ということになっておりまして、市町によって多かったり少なかったりするということなので、鹿島市の勤務体系ですけれども、鹿島市は週4日あるいは5日、その任用された部署によって選択をするという形態だそうです。白石町につきましては、基本週4日、31時間と、部署によって例外もあるというような話でした。嬉野市につきましても、基本週4日の31時間ということなので、そういうことになっておりまして、近隣市町のほうも結構再任用をされているんじゃないかなというふうに思っております。

年金の支給開始につきましては、ことしと来年3月に定年退職する職員につきましては、63歳の誕生日が来ないと支給されないというふうになっておりますし、34年4月2日から36年4月1日生まれの方は64歳から支給と。36年4月2日以降に生まれた方は、65歳の誕生日が来ないと年金は支給されないということになっております。

そういうことで、定年退職する職員につきましては、経験は豊富だというふうに思いますし、熟練された職員だと思います。身につけている技術あるいは知識を有効に生かすことが本人のためにもなるし、また町のためにもなるんじゃないかなというふうに考えているところでありまして。職種全般で人材不足が現実になっているということですから、再任用への門戸も開くことが大事ではないかというふうに考えております。

65歳でやめられた方につきましては、健康な方もいらっしゃいますし、大変元気な方もいらっしゃいます。積極的に働きたいという方も多いのではないかなというふうに思ってますし、民間でも65歳での退職が大部分を占めているところがございますので、前向きな検討をぜひお願いしたいというふうに思ってますが、町長のほうはいかがでしょう。

○町長（岩島正昭君）

これは国の方針で、年金関係でそういうふうな再延長等々が今議論されておりますけど、我が町のように小さな町で、合併した町等々についてはいろいろ出先機関がありますからそこら辺に配置をしていいと。太良は小さな町で、もう13課ぐらいの中で、ここに課長で座って部下が課長になったと、同じ机の端っこに元課長が座ったと。お互いにこれはもう本当に目に見えない、新課長としては部下に指示をしにくいというふうなこと等々と、もう一

つは、我が町は4人か5人ぐらい職員採用をしておりますけど、それに柔軟に応募をしょうるわけです。例えば4人採用するとしとって2人再任用すると2人しか採用できんということですよ、若い職員を。そこら等々もろもろも検討しながら、果たしてそれで再任用制度も採用せないかんですけども、職員組合との話し合いの中では極力若い職員を入れてくださいというふうな要望等々もあっておりますから、再任用はおいおい1人か2人ぐらいは採用せないかん時代が来ると思いますが、今の時点ではそういうふうなことは遠慮をしていただくというふうなことでございます。

あともう一つ、ずば抜けて太良町の将来的活性化のためにこういう構想を持ってこうこうこうやりたいというふうな職員等々がおりゃあ、こりゃあまた改めて考える必要もあるなどというふうに思っています。

以上でございます。

○総務課長（川崎義秋君）

再任用の全国的な状況について申し上げます。

都道府県や政令指定都市につきましては、再任用を実施している団体が100%であります。市、特別区におきましては92.7%と。これは平成28年度退職者の再任用の実施状況です。町村におきましては、927団体のうち552団体ということで59.5%と、6割をちょっと切っております。やはり小さな自治体においては、それぞれの事情があって再任用については対応しているというふうに考えております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

実際、再任用制度を採用するに当たっては、難しい問題もいろいろあるということは十分理解しているつもりでございます。

ただ、先ほどから申し上げているとおり、65歳まではもう収入がないという状況も出てくるわけですから、人によっては、自営業とかなんとかをやっている方についてはそれでいいと思いますけれども、やはりその辺の事情を勘案して、ぜひ前向きな対応をお願いをしたいというふうに思います。

次に、大橋記念図書館の利活用について質問をしていきたいというふうに思います。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時1分 再開

○議長（坂口久信君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を始めたいと思います。

○2番（竹下泰信君）

皆さんの期待に沿うように質問していきたいというふうに思います。

3点目につきましては、大橋記念図書館の利活用について質問をいたします。

大橋記念図書館の利活用については、おはなし会の開催あるいは「町報たら」による広報活動によって図書館の利活用が推進されてはいるわけですが、なかなか利用者の増加につながっていないのではないかと見受けられます。

したがって、以下の3点について質問をいたします。

1点目が、過去5年間の利用者数の推移はどうなっているのか。

2点目といたしまして、図書購入費や人件費など、運営費の状況はどうか。

3点目といたしまして、利用者を増加させる方法、運営についてはどう考えておられるのか。

以上、質問をいたします。

○教育長（松尾雅晴君）

竹下議員の3点目、大橋記念図書館の利活用についてお答えをいたします。

1番目の過去5年間の利用者数の推移でありますけれども、平成24年度は7,702人、平成25年度は7,047人、平成26年度は6,764人、平成27年度は6,809人、平成28年度は6,630人となっています。

次に、2番目の図書購入費と人件費などの運営費の状況についてでありますけれども、過去5年間の平均で、図書購入費につきましては年間約200万円、人件費につきましては年間約470万円、消耗品や光熱水費などその他の経費につきましては年間約400万円程度の経費がかかっております。

次に、3番目の利用者を増加させる方法、運営についてでありますけれども、これまでどおり、図書館でのおはなし会や、保育園等に出向いての移動図書館、小・中学校での読み聞かせ等を開催し、各家庭での親子読書の推奨や読書の動機づけを行ってきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

教育長より答弁をいただきましたけれども、図書館の利用者数の推移を見ますと、24年度が7,702人ということと、28年度が6,630人ということで、過去5年間で1,072人、86%ということで大幅な減少となっています。この減少は何に大きな要因があるのか、どう考えておられるのか伺いたいと思います。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

利用者減少の要因でございますけれども、まずもって太良町の人口が少子・高齢化に伴って減少していること、それとインターネットの普及によりましてスマートフォンやタブレッ

ト端末、パソコンなどで手軽に情報検索ができるということで、調べ物等に対する図書館に対する需要が減少している、これらのことが主な要因だというふうに考えております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

先ほど利用者の総数について答弁いただきましたけれども、この利用者数の年齢別の階層について把握されておられればお願いしたいというふうに思います。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

6歳未満の子供さんが年間、昨年度の実績ですが2,114、小学生が719、中学生が86、高校生が42、19歳から60歳未満までの現役世代の大人の方で2,020、60歳以上の方で1,515という数字を把握しております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

6歳未満の人が2,114ということになってますけれども、この2,114というのはおはなし会あたりの数を入れてということになるわけですかね。

○学校教育課長（津岡徳康君）

議員御案内のとおりでございますが、それ以外にも各保育園などに移動図書ということで回っておりますので、その分で貸出冊数が伸びているというふうに思っております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

図書館資料、書籍とか視聴覚資料とか、その辺の貸し出しの動きについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

冊数につきましては、これも利用者と比例して右肩下がりでございます。24年度で2万4,681冊の実績があり、28年度では2万1,455冊ということで、右肩下がりの現状にあります。ただし、利用者1人当たりの利用冊数ですが、それはほぼ横ばいで1人当たり3.2冊あたりを推移をしているところです。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

利用者の絶対数が減っているというような話ですけども、現在図書館の管理運営については、具体的にどこがどう行っているのか伺いたいと思います。

○学校教育課長（津岡徳康君）

図書館の管理運営につきましては、大橋図書館が全面的に主体的に動いておるところでございますけれども、教育委員会の関与といたしましては、定期的な運営会等は行っており、

現状の運営によって業務遂行上発生する事案にその都度対応しながら図書館業務を遂行しているという状況でございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

町の条例によりますと、教育委員会が運営をして、それと指定管理者がおれば指定管理者に維持管理あるいは運営に関する業務を行わせることができるということになっておりまして、現在は指定管理者がないというような状況ですので、具体的な運営については教育委員会が行っているという理解でよろしいんですかね。

○学校教育課長（津岡徳康君）

御案内のとおりでございます。

○2番（竹下泰信君）

図書館の実務については、せんだってお尋ねしたときには、日々雇用者が2名それと館長が1名ということで図書の業務を行っているというようなことですが、こういう理解でよろしいんですかね。

○学校教育課長（津岡徳康君）

はい、現状はその形で運営を行っております。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

図書館長につきましては、歴史民俗資料館の館長と兼務になっております。この館長の歴史民俗資料館との兼務をやっておりますので、図書館への出勤状況、勤務の内容は取り決めあたりをされているのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

○学校教育課長（津岡徳康君）

兼務という形になっておりますけれども、資料館長につきましては通常は資料館のほうに勤務をしておるということで、図書館でのいろいろな業務につきまして相談や対応ごとにつきましては図書館のほうに出向いて勤務をしていただいているということで、通常は資料館のほうで勤務をいただいております。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

先ほど図書の購入費としては年間約200万円ほどあるということで、200万円を月当たりに直してみますと16万円から17万円ぐらいというふうにあります。2,000円の本ならば100冊ぐらいは購入できるという予算になっているかなというふうになるわけですが、この購入図書の選び方、選書と申しますか、これについてはどうして決定しているのか、伺いたいというふうに思います。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

図書の購入につきましては、毎週のように新しい新刊図書というのが発行されているわけですが、そこら辺のところを一括で情報提供する会社がありまして、図書館流通センターという株式会社がございます。そのところからデータをいただきまして、そこで新刊全点案内ということで、お薦め本とか、例えばことしの夏休みの課題の小説とか、課題図書といいますけども、そんなことに上がっているものを選んで、図書館員と図書館長が太良町の子供たちまたは父兄、大人の方たちにも人気が高いようなものを選んでピックアップをして、さらに利用者さんからもあの本が読みたいんだけどというようなことも加味いたしまして、購入の伺いを教育委員会のほうに出していただいて、こちらのほうで決裁しているというような状況でございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

利用者のほうから、本数が少ないとか古いとかという声も耳にすることがあります。やはり利用者あたりにアンケート等をとって、いわゆるニーズに沿った選書をするのも一つの方法かなと思ってますけれども、それについての手だてあたりはどう考えておられるか、伺いたいと思います。

○学校教育課長（津岡徳康君）

御指摘のとおり、図書館におきまして利用者さんに例えば意見箱とかというものを置いてアンケートをとったりということは今のところしておりませんので、それにつきましては前向きに対応して利用者さんのニーズに応えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

ぜひそういうことで前向きに検討をお願いしたいというふうに思います。

それと、運営費の中で、消耗品、光熱水費などその他の経費が400万円ぐらいということになっているという答弁がありました。月に直すと33万円余りということになるわけですが、ちょっと多いかなというような気がしてますけれども、この内容について具体的に説明をお願いしたいというふうに思います。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

400万円のうち約半分の200万円は、図書館システムに関するものです。図書館システム、今はバーコードリーダーを使って管理をしていますので、パソコンとかそれで管理するためのシステムのリース料、それと機器のシステム保守で約半分の200万円を使っております。残りの200万円につきましては、多いほうでいくと光熱水費が85万円、コピーのトナー代等の消耗品で60万円、あとは机、椅子の修繕があったときの20万円とか、そこら辺が主立ったと

ころであります。あとはもう細々したものでございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

条例施行規則というのがありまして、その中で休館日が決定されております。その休館日につきましては、第2と第4の日曜日、それと月曜日と国民の祝日ということになってます。日曜日と祝日については、第2と第4の日曜日とオール祝日閉館になってます。利用者が右肩下がりというふうなことです。休館日の再検討をやったらどうかというふうに思ってます。例えばほかの図書館あたりを見てみますと、やはり日曜日とか祝日あたりは大変多いというふうなことになってますので、その辺も検討する必要があるんじゃないかというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

開館日と休館日につきましては、現状ですけれども、町民の皆様には定着している感があると思っております。利用者さんのほうからは、特にもっとあけてくれというふうな要望は今のところは把握していないので、現行のままでいかせていただきたいと思っております。

あと、もし日曜日を全て開館日とすると、もっと人員がふえていくと。交代勤務をしなくては休日を与えることができなくなってしまうので、人員増につながっていくところもあるので、バランスを考えながら検討しなくてはいけないのかなと思っております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

ぜひテスト的にでも結構だというふうに思いますけれども、そういうテストをしていただいて、ふえるのかどうかというのも検討していただきたいというふうに思います。

それと、個人貸し出しの対象者につきましては、町内に居住、通勤、通学者ということになってます。それと、それ以外の方については、館長が認める者ということで、町内以外の方につきましては館長の許可を得なければならないというようなことになってます。この対象者の条件をもう少し緩やかにして、あるいは撤廃して利用者の拡大を図るべきではないかというふうに考えてますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

今の太橋図書館の規模を考慮いたしますと、町外の方への積極的な利用拡大をするには少し難しいものがあるのではないかと考えているところです。議員さんも御承知のとおり、その他館長が認める者ということの中に、太良町に通勤、通学をしている者もオーケーですよというようなことで取り扱いはしておるものの、蔵書の冊数とかにも限度がありますので、本家本元の町民の皆さんが借りたいといったときに、いや、ちょっとよその町の方に貸して

るというのも調子が悪いのかなというふうなことがあるところもあって、なるべく町民の皆さんのほうに御不便がかからないような配慮も必要なかなと思っておりますので、現状はこのままでいかせていただければというふうに思っております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

休館日の検討とあわせて、貸出対象者についてもぜひ前向きな検討をお願いをしたいというふうに思います。

それと、Wi-Fiの設置状況ですけれども、現在Wi-Fiにつきましては設置されているのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

○学校教育課長（津岡徳康君）

現在、Wi-Fiは設置しておりません。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

図書館につきましては、情報の発信あるいは最新情報を収集するというのも大きな任務かなというふうに思ってます。そういう意味では、パソコン、タブレット、スマートフォン等につきましては、ほとんどの方が利用されているというふうに思ってますけれども、そのためにはWi-Fiの設置が必要だというふうに思っております。これについての設置予算、それとランニングコストあたりはどれぐらいかかるのか、検討されとったらお願いしたいというふうに思います。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

設置の費用につきましては、機器と工事費を合わせて20万円もあれば設置できるのではないかなというふうに想像をいたします。濟いません。きちんと見積もりをとっておりませんので確たることは言えませんが、そんなたくさんのお金がかかるものではございません。

ランニングコストにつきましては、今藤津ケーブルのインターネットを利用しておりますけれども、そのインターネットの回線契約の中で対応できるので、それ以上の今現在のインターネットの利用料以上に経費がかかるということはないのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

Wi-Fiの設置につきましては、必要不可欠かなというふうに思ってますし、今回30年度の予算で光基盤整備事業による光通信の整備というのが予算化されようとしておるところです。そういうこともあって、ぜひこれについても前向きに検討をしていただきたいというふうに思います。

また、大浦支所の中に図書コーナーがあるというようなことですが、これについての保管、管理についてはどうなっているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

大浦支所のほうの図書のことですけれども、図書の貸し出しや管理は大浦支所が雇用している日々雇用職員の方が実施をされております。本の購入につきましては、専門的な知識が必要ですので、大橋記念図書館が行っております。しかしながら、購入は大橋図書館がしておりますが、蔵書の中には大橋図書館の本としてはカウントせずに、支所の図書室の書籍だというふうな扱いをしておるところです。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

大浦支所の管理につきましては、やはり整理をする必要があるかなというふうに思っていますので、ぜひ整理をしていただきたいと思います。

参考までに、鹿島市のエイブルの状況についてお知らせいたしますけれども、図書の購入費が平成29年度で備品購入費と消耗品の購入費があるそうです。備品購入費については980万円で、消耗品の購入費が234万円、合計で1,214万円ですから、太良の約6倍ということになってます。入館者につきましては12万5,956人ということで約12万6,000人ぐらいです。貸出人数については5万8,000人の人が26万8,500件の図書を借りているという状況になってます。

最後になりますけれども、大橋記念図書館の運営につきましては、図書購入費を含めて年間1,000万円を超えるという金額になっているところであります。図書館運営の充実と運営費を有効に行って、利用者が利用しやすい図書館になるようぜひ活動の内容の検討を求めまして、一般質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（坂口久信君）

これで3番通告者の質問が終わりました。

そのまま暫時休憩いたします。

午後1時26分 休憩

午後1時27分 再開

○議長（坂口久信君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開をいたします。

4番通告者、末次君、質問を許可します。

○10番（末次利男君）

4番通告者の末次です。

2項目について、通告書に従い質問をいたします。

まず、1項目め、畜産行政について質問をいたします。

昨今といたしますか、近年の肉用牛市況はかつてない高値で推移をしております。去る2月18日、多久畜産センターで開催されました佐賀県畜産共進会におきましても、JA佐賀みどり地区代表として各部門で上位を独占し優秀な成績をおさめられたことは、これまで官民一体のたゆまぬ努力の結果であろうと思います。将来的に肉用牛不足が叫ばれる中で、本町においての有望産業と思いますが、今後の政策の2点について御質問をいたします。

1点目、肉用牛飼育状況と課題について。

2点目、肉用牛飼育基金事業について。

以上、2点について質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

末次議員の1点目、畜産行政についてお答えをいたします。

まず、1番目の肉用牛飼育と課題についてであります。太良町の肉用牛は近年共進会等々で常に上位を獲得するなど、その飼養管理や技術の高さは県内でもトップクラスであり、県内外から高い評価を受けている状況でございます。子牛の市場もここ数年高値で推移しており、農家にとっては追い風となっておりますが、高齢化や担い手、後継者不足などにより農家数は減少傾向にあります。しかしながら、多頭農家においては若い後継者も育っており、今後に期待をいたしておるところでございます。

次に、2番目の肉用牛飼育基金事業についてであります。最近の肉用牛飼育事業基金の運用実績は、市場価格の高騰により、年間の貸し付けは数件で推移をいたしております。基金の運用に当たりましては、柔軟かつ適正な運用が求められることから、現在の高値市場における貸し付けに関しましては、特に慎重を期することが重要であるというふうに考えております。

貸し付けに関しましては、貸付状況や返済状況、適正な飼養管理体制、保証人など一定の要件が担保されれば認めているところでございます。今後においても適正な運用に心がけ、農家経営の一助になるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

この畜産行政の歴史を振り返ってみますと、昭和52年11月に太良町は高齢者肉用牛等飼育事業に着手されております。当時、兵庫県の淡路島から但馬福というすばらしい系統を導入されてスタートをしております。そういった長い歴史の中で、昭和40年ごろ国営パイロットで始められたミカンの植栽とあわせて、太良町の長期ビジョンとしてミカンと畜産、この複合経営で太良町の将来を展望して始められたと聞いております。

現在の頭数について、先ほど答弁にもありましたように、後継者が不足している、高齢化しているという諸条件もありまして、非常に減少している。一時は1,000頭を目標にした太

良町の発展計画が立てられておりましたけれども、現在では恐らく600頭前後ではないかというふうに感じておりますけれども、今の現状の頭数と農家戸数、これを教えてください。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

平成29年度におきましては、農家戸数25戸でございます。頭数に関しましては572頭というふうに把握しております。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

ひとこととすれば、一番ピーク時には250戸ぐらいあったんじゃないかなというふうに感じておりますけれども、頭数にしても恐らくピーク時には700頭を超した頭数がいたというふうに記憶をしておりますけれども、残念ながら大分減少傾向にあると。これはもう時代の流れということも一つの大きな要因にはなっているというふうに思います。

それとあわせて、太良町は佐賀県の第1号の改良組合として和牛改良組合を設立して、改良にいち早く取り組んだ結果、先ほど町長の答弁にもありましたように、太良町産の脂質、品位、この評価が非常に高い。したがって、高値で取引をされているというふうに考えております。

昨年1年間、私なりの調査をいたしました結果、500頭余りの出荷をされておりますけれども、税込みで63頭、税抜きで25頭ぐらいが100万円超えをしているということで、平均もう75万円以上になっているというすばらしい実績を残しております。

現在、飼養頭数は572頭ということでございますけれども、最近の基金の運用状況、肉用牛飼育基金事業、この運用状況を決算ベースで3年間ぐらい調査をいたしました。これは無利子で一括償還とする基金運用ですけれども、据置期間が5年、20年から27年まで7年という特例がありましたけれども、27年からまた5年目に一括償還をするという制度でございますが、導入については27年が4頭、28年が3頭、29年が1頭、過去3年間で8頭の導入がされております。金額で申しますと、1頭70万円と仮定いたしまして560万円、それから償還につきましては27年が51頭、28年が27頭、29年が34頭、合わせて112頭、7,840万円が現金として償還をされております。現在高としては84頭が残っておりますけれども、この84頭の内訳、恐らく5年償還ですので、来年できるもの、再来年、恐らく29年には1頭ですから、5年後には1頭の償還になるわけですが、順調な償還ができていますのか、滞ってる頭数、金額は幾らなのか、教えてください。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

議員さんにお尋ねしてからお答えしたいと思いますけれども、29年度の今時点での未償還の分というふうな形で答えてよろしいのでしょうか。

○10番（末次利男君）

はい。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

2月末時点の未償還に関しましては7頭ございます。金額は327万662円というふうなことになっておるところでございます。

○10番（末次利男君）

基金で導入しているのは、過去3年間で8頭ということになりますけれども、それとあわせて最近優良牛素牛導入補助金並びに優良繁殖牛導入保留事業補助金、これが平成28年では150万円ですか、約30頭分だと思いますけれども、それとJAの預託牛を平成27年に4頭、28年に4頭、29年に9頭、これは近代化資金プラス預託金利がつきまして1.5%の金利つきですよ。これも借入れをされております。全体を合わせますと、40頭に満たない牛が昨年1年間で導入をされたと、また保留をされたということになります。

したがって、この繁殖牛というのは非常にサイクルが鈍い経営で非常に難しいと思います。一度滞れば、恐らく子牛から導入してお金になるまで3年かかるんですよ。そういったことで、今仮に600頭と試算をした場合、10産を上限として更新するということに基本なっていると思います。高齢牛にはどうしても子牛の育成が鈍いということもあって、肥育牛から嫌われるということで、最高齢で10産ぐらいということを言われておりますので、単純に割り返しますと、60頭の現状を維持するためには60頭必要だという計算になるわけですよ。そうしなければ、頭数は衰退するということですよ。

そういうことから、過去3年間、先ほど言いましたように、導入8頭、償還牛112頭、これが適正運用とっておるのかどうか、これについて担当課の所見を聞きます。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えしたいと思います。

現状については、先ほど来議員さんのほうも説明がありました。また、町長の答弁にもございました。そういう中で、適正な頭数というのが幾らかというようなことになってくるかと思えますけれども、現状においては、何回となく繰り返しておりますけれども、非常に市況は高い状況の中で、今子牛を買った場合にはその高値のままで5年後の償還を迎えるというようなこととなります。その5年後において、現状の市況が維持されていくのであれば、問題なくふやすことも可能になってくるかと思えますけれども、今の状況においてはまずもって、これまで停滞した時期もございまして、経営の改善というふうな観点から、経営の安定化というのを一番目指していただきたい。また、そうすることによって比率を高めてもらいたいというようなこととございます。比率といいますと自己資本比率というようなことになってくるかと思えますけれども、その辺の充実を行うことによってある程度体力をつけた中で、次のステップを踏んでいって増頭というような形に流れていくのがベストではないか

というようなことを思っておるところです。

それで、確かに今少ない状況にあるかもわかりません。しかしながら、今を乗り切って、ある程度の安定路線に乗せたなら、今後においても畜産農家として生きていかれる、積極的な後継者のあるような農家については当然やっていけるかと思えますので、その辺については厳しいところもあるかもわかりませんが、その辺をとにかくクリアしていただいて、そこに町なりの支援ができる場所があれば、そこに支援をしながら今後の経営のさらなる安定化に資することができるというようなことで思っておるところです。

以上です。

○10番（末次利男君）

もちろん今の答弁で、経営の安定化、自育牛比率を高める、これはもう経営の安定化にはどうしても必須であるということは私も理解をしております。現状、町単独の基金でありますし、これはもともと国、県が出資した基金を引き上げたところですが、この定額運用基金の運用状況を見ましても、平成28年度の現在高は肉用牛が4,126万3,398円、現金が7,821万354円、合計が1億1,944万6,752円ということで、単純にトータルに70万円と仮定すれば150頭分あるわけです。これを35年で割り返しますと30頭という計算に計算上はなるわけです。それが昨年1頭の導入に。これは、多分十分課長もおわかりでしょうね。この肉用牛基金事業の大きな目的というのは、肉用牛の飼育を促進し肉用資源確保と肉用牛飼育農家の経営安定と向上に資する目的でこの基金事業というのは始まっているんですよ。

そういった中で、最近自家保留というのを盛んに言われますけれども、これは行財政の運営上これ基金は全く目減りはしないんですよ、運用基金ですからね。しかし、補助金というのはもう一般財源をつぎ込むわけです。何でここを絞って、ここをあけるのか。一時期、この運用基金のパイプの蛇口をあけ過ぎた。この反省は私もわかりますよ。それで、今現在に至るとというふうに思いますけれども、今は締め過ぎと私は常に言ってきました。適正な運用をなさいと。せっかくの肉用牛農家に資する制度がありながら、全く運用ができてないというのは、いろいろそら問題点はありますよ。しかし、それをネガティブな発想だけでも、せっかくの制度が全く生かされていないと言われてもこれはもう仕方ないというふうに思いますよ。それで、もう農協の預託でも入れて、資金を借りてでも入れようという人がおるわけですから。じゃあ、無利子の資金を、これだけのせっかくのもったいない基金運用を何でせんのかと。そら一番の問題は私も十分わかっております、問題点というのは。もちろん前は償還貯金というのをちゃんと農協にさせていただいて、ちゃんと期間が来ればその貯金から一括償還という形が順調にとられていたんですよ。しかし、農協の制度上それができないということになってこういう状況になったというふうに感じております。

ですから、その辺ももう少し創意工夫をすれば、恐らく通帳を貸し金庫に保管して個人が取れないように管理をすればできるんじゃないかという感じもするわけです。いろんな方法

があると思うんですよ。その方法を今までの多分決算でも、議案審議でもお願いをしていたんですけども、検討しますというお話がっておりますが、その辺についてどのような検討をなされたのか、お尋ねします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

償還のための償還貯金というふうなことで、以前されてたということは、議員さんほか、農家の方にも聞いております。確実に市場に出して売った後には10万円とかその辺の積み立てをすることによって、5年後には償還ができるというような形でされて、以前は未償還がなかったというような非常に健全な形でされていたことにおいて基金の運用はされてきたかと思えます。

しかしながら、先ほど来言われましたように、いつの時代を境にしたのか、農協等の合併等があって、それがなかなかできないというふうな話の中で、個人にそれが移って、それからその使途が余り明確にならなくなったというようなことで償還が難しくなったというような話も聞いております。

この償還貯金が実際できるようになれば、以前のような形である意味償還が非常に楽になってくるかと思えますし、それによって健全経営にもつながっていくというふうなことも思うとりますので、いま一度農協等にも話はしたこともございます。しかし、なかなか前向きな返答もいただけなかったというようなこともございまして、進んでいないというようなことで、今はもう取り組んでおりません。

今回の議員のそういうアドバイス等を踏まえて、再度その辺もお聞きをしながら、いろいろ違う対応等もできるのであれば、その辺についても検討をしていくことも必要なことではないかというふうに考えておるところでございます。いましばらくはその辺については勉強させていただきたいと思えます。

以上です。

○10番（末次利男君）

先ほど来、今は非常に高値で推移しているというふうに申し上げましたけれども、これはもう変動相場ですので、いずれにしても高い、安いというのはあり得る話なんです。しかしながら、状況を見てみますと、以前のように、恐らく暴落するということはないであろうという大方の見方はされております。そういったこともありまして、この基金の貸し付けにつきましても、これは現物貸し付けなんですから、貸付牛が担保としてあるわけです。ここも何とか利用して、ちゃんとした償還に対する積み立てができてきているのか。そういったものをもう少し管理することによって、適正でなければ担保を引き上げればいいわけですから、そういういろんな創意工夫が今は私はなされていないと。一番楽な道を歩まれているんじゃないかなという感じがしますよ。まさに、この問題は、高い高いと言っても、もう10年

後はごそっと減りますよ、頭数が、あっという間に。むしろ安くなって、導入する意欲も減退しますよ。せつかくの基金ですから、もちろんむやみやたらに出せとかなんとか、そういう無理なことは言うておりません。適正な運用をしてくださいということを言うておりますので、適正に運用される方法はどうなのか、もうちょっと検討をして、農家の育成に努めていただきたいというふうに思います。

今、地方創生真ただ中ですよ。これは、地方創生というのは人口政策ということも言われておりますけれども、まず生活基盤をどう整えるか。したがって、農業振興をなくして、太良町の地方創生はあり得ないんですよ。1人でも、2人でも、もう一遍に10人も20人もという後継者は育ちません、今。一人でも大事に取り扱わなきゃいけないし、情報によりますとまた新たに後継者が育つ可能性があるという話も聞いております。そういった人に夢と希望を与える意味でも、こういったせつかくの制度ですから、有効に活用していただいて、少しでも畜産振興につなげるように努力をしていただきたいというふうに思います。

去年やったですか、トランプさんが日本に来日されまして、佐賀牛を食べていただきました。こういったこともあって、世界中がこの日本の黒毛和牛に非常に注目しております。国内では、先ほど言われましたように、非常に後継者が不足しているということもありますけれども、まさに農業は3Kと言われますけれども、畜産は最たるもんですよ。3Kでも、臭い、汚い、きつい、こういった産業で、24時間、365日、本当に一生懸命頑張っていたら、やっと今高値ということで日の目を見られているということで、もう一押しやっつけば、太良町にも非常に畜産としても有望な産業として成り立っていくんじゃないかなというふうに思います。

かつては、太良町もCBS事業を計画した町なんですよ。いわゆるキャトル・ブリーディング・ステーション。こういった計画をされた時代もありますので、もう少し、せつかくのすばらしい基金運用という制度がありますので、十二分に活用して畜産振興に努めていただきたいというふうに思いますけれども、その辺町長の所見をいただきたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

お答えをいたします。

議員等の御質問の中で、以前キャトル・ブリーディング・ステーション、も私はそういうことはできんということで蹴った経緯がございますけど、まずうちの職員が懸念してるのは、以前は1件で13頭も貸した経緯があるんですよ。それで保証人はどうかといいますと、結局畜産農家同士で、滞納者同士で連帯保証をやっていると。そういうことで、滞納金を取れるかということで、今農協さん等々も同じ家族の保証人じゃなくして、第三者を連帯保証人としている時代だぞというふうなことを言った経緯がございますけど。

それともう一つは、うちの職員が懸念してるのは、何年か前に議会等々で貸付牛の滞納はどうなってるんだというふうな指摘も受けて、そこら辺も頭の隅にあったんじゃないかなと

いうふうに思っとるんですよ。できるだけ私も、13頭もいくらじゃなくして、本当に滞納者がなくて、返納の先々が見える人には幾らか貸してやっていいんじゃないかというように思ってるんですよ。だから、頭からだめじゃなくして、有望な返納計画とかなんとかぴしゃつとやった人には、私もそら何頭かは貸してええんじゃないかということと、昔、償還貯金ということが確かにありました。その後に、償還貯金がないからということで、返納を5年にして2年延ばしたわけです、7年に、議員御承知のとおり。その2年延ばした経緯は、2年のうちの1頭がお産をすれば当然償還できるんじゃないかというふうなことでその計画をしましたけども、実はほかの償還に充てて、実際のうちの基金の返納の資金には回せなかったともろもろの経緯がございまして、できるだけ今後は再度検討、研究を重ねまして、できるだけ将来性のある人、あるいは後継者のある和牛農家については前向きに対応していきたいと思っております。

以上です。

○10番（末次利男君）

私がここまでしつこく言うのは、今、名牛という種があるんですよ、もちろん御存じだと思いますけれども。安くしたというのが、すごい、この系統であれば大方100万円は売れるだろうという、そういう精液でございましてけれども、これがもう恐らく種はとれないという状況になっております。まだまだ結構出ておりますけれども、早目にその系統を導入することこそが太良町の将来に経営安定につながっていくというふうに考えますので、恐らく1年後、2年後ではもう遅いと思うんですよ。もう恐らくないんですよ、その種は。そういった意味もあって、少しでも早目にそういった対応ができればなということで御質問をいたしました。

2項目めに入ります。

消防施設の管理について。

消防行政の充実、発展は論をまたないところであります。町民のとうとい生命と貴重な財産を守り、私たちの日々の暮らしに安心感を与えていただいていることに対して、常日ごろから大変感謝をいたしているところであります。平成28年度決算ベースで、防火用水148基が設置をされておりますが、この財産管理について、次の2点について質問をいたします。

防火用水用地の分筆登記済み箇所と未済箇所について

2点目に、未登記用地の今後の対応について。

以上、2点について質問をいたします。

○町長（岩島正昭君）

末次議員の2点目、消防施設の管理についてお答えをいたします。

まず、1番目の防火水槽用地の分筆登記済みと未済の箇所についてでございますが、防火水槽148基のうち、民有地に設置されているものが134基ございます。このうち69基につきま

しては、登記済みまたは分筆が不要と思われ、残りの65カ所が分筆未済となっております。

次に、2番目の未登記用地の今後の対応についてでございますが、防火水槽は町の補助を受けて区で設置されておりますので、まずは区長さんを通じて分筆登記が可能かどうかの調査を行いたいと考えております。その結果を踏まえ、今後の対応を検討したいというふうに考えております。なお、登記は嘱託登記によりできますが、分筆図面等の作成については業者に委託することになり、その費用は箇所数からいたしまして約2,000万円程度というふうに思われているところでございます。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

この防火用水というのは、火災発生の初期消火として欠かせない公共的施設と私は思いますが、まずは町としての考え方、これをやっぱり明確にすべきだろうというふうに私も考えます。ずっと今まで私もほかの人についても質問をされてきましたけれども、どうしても受け身で、当然ながら防火用水設置には行政区がちゃんと用地を用意することが前提になっておまして、その建設については直工の9割を町が補助してやっているということもあって、そういう状況ですが、一向にこの問題は解決しないということから今回質問をするわけですが、防火用水用地を町としてどう考えているのか。財産管理の位置づけというのはどういう位置づけをされているのか、まずはその辺からお尋ねをしたいというふうに思います。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

防火水槽については、区からの要望によって町が補助して、区で設置されております。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、134基が民有地に設置されております。私も総務課長になって3年、その前に防災担当として5年ほどおりましたが、その間においても各行政区、地元から防火水槽用地についていろいろな意見は聞いたことはございませんでした。この防火水槽については、公共施設であるとは思っておりますが、あくまでもですね設置したときは区で設置されておりますので、区の要望等がどうなのかというのは、現在区が地縁団体の認可を受ければ自治会名義で不動産登記ができることになっております。町内55行政区のうち40行政区が地縁団体の認可を受けておりますので、区の名義で登記をされているところもあると思います。そういったこともあってか、ちょっと私もわかりませんが、区からいろいろな意見を聞いておりませんので、課内では、先ほど基数を申しましたが、いろいろ航空写真等により調査をした経緯はございます。

以上です。

○10番（末次利男君）

148のうち民地に134個建設をされているということで、これは用地についてはそれぞれまちまちだと。未登記の箇所については恐らく売買済みの箇所もあると思います。それから、

使用貸借権を設定したところもあろうかと思えます。それから、使用貸借権を設定したところもあるかもしれません。そういったところは把握されておりますか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

具体的な今議員御指摘のそういったケースもあろうかと思えますけど、それについては町のほうでは把握はしておりません。防火水槽の要望が出たときに、区のほうで用地は獲得したのでということで防火水槽をお願いしますということしか聞いておりません。

以上です。

○10番（末次利男君）

そももちろん、先ほど総務課長が言われたように、地縁団体には財産は登記できます。それはわかりますけれども、この未登記の本質というのは恐らくおわかりだと思いますよ。分筆するのに30万円以上かかるんですよ。これがネックなんです。それでしばらく待ってくださいとか、本当はせんばいかんと全ての行政区が思っておられると思うんですよ。しかしながら、高額に分筆代、登記代が発生するものですから、できればそのまま放置をしてあるというふうに思います。

その134基の中の未登記箇所の固定資産税の免除をされている箇所、ほとんどがされているんじゃないかと思えますけど、その確認はできていますか。もちろん税務課長にお尋ねしますけど、免除の要件は。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

数量的なものの正確な確認ということまではしておりませんが、公益利用の資産の場合は地方税法の規定に基づきまして非課税措置ということで対応しておるところでございます。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

消防施設につきましては、防火水槽、詰所を含めて、平成7年か8年ぐらいでもう20年以上前になりますけど、一斉に各行政区の区長さんから町のほうに申請が出されておりました、総務課のほうから税務課のほうに手続をいたしまして、減免という形をとります。新しく防火水槽ができた場合でも、その都度手続をしているところであります。

以上です。

○10番（末次利男君）

先ほども言いましたように、この分筆登記が滞っているというのは、どうしても高額な費用がかかるということがネックになっておりますが、これを何とか費用がかからない嘱託登記が可能なのか、これができないとすればやっぱり業者に委託してでも早目に、公共的な施設だということで、減免をされてみたり、総務課長もそういうことでおっしゃっております。

これはもちろん区の問題ではあるんですよ。わかりますよ、私も。区が責任を持って用地を確保しとるわけですからですね。ただ、現状、民地のままということで、なぜここをしつこく言うかといえば、非常に今高齢化しております。権利者というのがどんどん亡くなっておるんですよ。年間150人以上。もちろん今長寿社会ですので、90歳、100歳の方が権利者で、相続人ももう70以上ですよ。この方が亡くなれば、もう恐らく登記は不可能と思わざるを得ないんですよ。日々この分筆登記業務というのは大変になっていくというふうに考えますので、せめてもの防火用水、公共的施設でも早目に区と相談をしながら、費用負担が恐らく大きなネックだと思うんですよ。ですから、今先ほど言われたように、2,000万円ぐらいはかかるだろうという町長の答弁にもありましたが、これは非常に目立たない政策でありますけれども、最も大事なことだというふうに私も考えます。ですから、この辺はぜひ何らかの形で分筆登記を進めていくと。これは相続未登記の問題が今大きな社会問題になっておりますけれども、これが恐らく相続人が相続放棄をせんとならんわけですよ。か、もう一回お金を出すか。そうしないと、なかなか登記が直らないという状況でございますので、ここは早目にそういった未登記の箇所がある行政区について、話し合いをしながら費用負担をどうするのか、恐らくかなり行政区については財政的にも厳しい状況でありますので、そういった臨時的な支出は不可能なところも多々あるというふうに思いますが、その辺は何とか予算の手当てでもされて、早目に登記をしていただくということが一番大事であろうというふうに思います。

きょうも佐賀新聞の1面に、太良町の消防団の紹介がございました。係長が、地域に愛され頼れる消防団として頑張りますというコメントを出しておられましたけれども、そのためにもやっぱり施設の維持管理というのは非常に大事ですから、ここは今どうこうしろということを使うわけではございません。一日でも早くこの相続登記、所有権移転登記をしていかないと、転売されたら撤去を最悪の場合せざるを得ないんですよ。そういうことになりますのでですね。できたら総務課長もちゃんと足跡を残してやっていただくということをお願いをして、質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

4番通告者の質問が終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。

午後2時11分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 末 次 利 男

署名議員 下 平 力 人